

第六十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十七号

昭和四十五年四月八日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 塚本 三郎君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 小川 平二君

理事 神田 博君

理事 小峯 柳多君

理事 坂本三十三次君

理事 田中 六助君

理事 石川 次夫君

理事 中井徳次郎君

理事 松平 忠久君

理事 近江巳記夫君

理事 松尾 信人君

理事 吉田 泰造君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

郵政大臣 井出 一太郎君

國務大臣 (科学技術庁長官) 西田 信一君

出席政府委員

総理府統計局長 岡部 秀一君

行政管理局行政 河合 三良君

科学技術庁振興 佐々木 学君

局長 文部省大学学術 村山 松雄君

局長 通商産業省企業 柴崎 芳三君

局立地公害部長 局立地公害部長 柴崎 芳三君

委員外の出席者

警察庁長官官房 審議官 渡部 正郎君

大蔵大臣官房審 議官 吉田太郎一君

国税庁長官官房 参事官 原田 正俊君

文部省初等中等 教育局長職業教育 課長 大崎 仁君

文部省大学学術 局技術教育課長 角井 宏君

文部省管理局振 興課長 三角 哲生君

厚生大臣官房企 画室長 江間 時彦君

通商産業省重工 業局電子政策課 長 平松 守彦君

日本電信電話公 社総務理事 庄司 茂樹君

日本電信電話公 社営業局長 武田 輝雄君

商工委員会調査 室長 椎野 幸雄君

通商産業省重工 業局長 赤澤 璋一君

工業技術院長 朝永 良夫君

中小企業庁長官 吉光 久君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

○八田委員長 これより会議を開きます。
情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣 提出第七四号)

本日の会議に付した案件
情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣 提出第七四号)

といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があり ます。順次これを許します。左藤恵君。

○左藤委員 今日のように経済社会が伸展してま いりますと、高度にその社会は分化され、また複 雑化されて、しかも非常に急速な変化が遂げられ てまいるのであります。そういった経済社会 に即応するための手段といたしまして、情報の持 つ意義は非常に大きいわけでありまして、特に、 毎日毎日入ってまいります大量の情報を迅速に処 理することによりまして、その処理されました情 報を有機的に活用いたしますことによりまして、 正確な判断を行なうて、それによって経済社会が さらにまた一そう伸展するということ、非常に大きな 意味を持つわけでありまして、

その情報の処理にあたりまして、電算機利用の 開発、振興ということがここ数年来叫ばれておる わけであります。政府におかれましては、すで に電算機、特にハードウェアそのものの開発につ きましては、従来からも施策を講じて、その技術 的な水準の向上、これに努力されました結果、国 際的な水準に近い成果が現在の段階においてはあ がつておるものと考えております。J E C の実情を伺いまして、十分のレンタル資金が 確保されておるとは私は考えませんけれども、ま た一般的に考えまして、そういったハードウェア の問題につきましては、それほど格差はないと 考えるわけでありまして、ソフトウェアの 面につきまして、いろいろ技術的に考えました場 合に、これは国際的には非常に大きな格差がある ように思われるわけでありまして、

このソフトウェアの面で考えました場合に、わ が国で現在、事務処理的な単純な業務にソフトウ エアは七五%のものがつくられておって、そし て、もっと計画予測的な高度のソフトウエアとい

たしましては二五%というように伺っております が、すでにアメリカにおきましては、これがフィ ティー・ファイ・フィティ、むしろ計画予測的なも のがウエイトを占めているというように、さらに 今後の七〇年代の経済の発展に伴って、このソフ トウェアの持つ意義というものはますます高まっ てまいりまして、コンピュータコストに占めま すソフトウェアの比率におきまして、アメリカ の場合は、現在五〇対五〇からすでに三〇対七〇 というような方向に変わっておりますが、わが 国の場合は、遺憾ながら、いまコンピュータコス トに占めますハードウェア、ソフトウェアの比 率というものは、七〇ないし八〇対三〇ないし 二〇という低率にとどまっておりますわけでありま して、このソフトウェアの面における格差の問題に つきまして、日米間でプログラム開発に大きな格 差があると聞いておるわけでありまして、現実 にプログラムの開発がおくられておって、どういっ た面で困った問題が生じたか、またこの格差を克服 するためにどういった対策をお持ちであるかを、 通産省の御当局にお伺いしたいと思うわけであ ります。

○宮澤國務大臣 後ほど政府委員から詳しく申し 上げますが、御指摘のとおり現状でございます。 わが国でハードウェアが電子計算機として最 初につくられたのが十二、三年前でございます が、当時アメリカに非常に大きく水をあけられ ておりまして、あの当時コンピュータギャップ といいますが、何となくそれはハードウェアの ギャップであるというように一般的に考えられて おります。またそのとおりであったわけござい ます。その後わが国のコンピュータの製造は かなり進みまして、現在一応五〇%程度の国産化 率を持っておりますが、大きなものはまだござい ますけれども、小さなものについてはかなり

ギャップが埋まったというふうに考えております。

したがって、現在コンピュータギャップといわれるものは、ハードウェアの問題であるより、実は御指摘のようにソフトウェアの問題であるというふうに考えております。また実際、そのほうにこれから多くの将来があり、また多くの問題があるという現状であると考えておりますので、ただいま左藤委員が言われた利用の態様におきましても、またコストの割合におきましても、日米でハードとソフトの比率というものは非常に違っておるわけでございます。そこで、ソフトウェアをこれからどうやって開発をして、このギャップを埋めていくかというのが当面の問題であり、また今回法律案を御審議願うに至りましたのも、その努力の一環であるというふうに考えておるわけでございます。御指摘のとおり現状でございますが、ただいま政府委員からもう少し詳しく申し上げたいと思います。

○赤澤政府委員 ソフトウェアの関係の現状につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。また日米間に非常に大きな格差があるものと思っております。ソフトウェアを専門にいたしております産業、これをソフトウェア産業と申してもよろしいかと思いますが、この面で見ましても、アメリカにおきましては、従業員が三千五百名、年間の売り上げも約二百億に達しようというコンピュータサイエンスというような会社をはじめといたしまして、約一千社余りの企業がその面で活躍をいたしております。これに對しましてわが国におきましては、まだソフトウェア専門の企業といえますのは、約三十社程度でございます。四十三年度の推定をされましても、売り上げも三十億ないし四十億、いわばまだ揺籃期にあるものと考えられるわけであります。

いま御指摘のように、今後のコンピュータリゼーションと申しますか、情報化の進展に伴いまして、ソフトの占める分野というものは非常に大きくなつてまいりますが、何ぶんア

メリカとは国情も異なっておりますし、またアメリカにおきましては、アポロ計画をはじめとするいわゆる大型の、超大型と申してもよろしいかと思ひますが、そういったナショナルプロジェクトがコンピュータを中心に行なわれております。こういった点も日米間の非常に大きな違いかと思ひます。私もこれはもういささか踏まえまして、ただいま大臣からも申し上げましたように、当面民間の持つておりますこういったソフトウェアについての企業力、技術力というものを伸ばしていくことが緊要な急務である、こういったふうに考えまして今回この法案の審議をお願いいたしておる、こういった次第でございます。

○左藤委員 いま、現在の日米間の格差ということとをどうしてお伺いしたかと申しますと、実はわが国におきまして、外資系の会社が相当大きなシェアを占めておるという現実がございます。たとえて申しますと、現実には日本IBMはわが国におきましても計算業務などを実施いたしておる。また外国に電子計算機がありまして、それを国際的な専用線、オンラインを使いまして情報を提供するサービスがあるように聞いております。アメリカカンエクスプレスは、飛行機の座席の予約とか旅館の予約業務を、ニューヨークの本社に機械を置きまして、全世界的にそういったサービスをやっておるという実態があるわけでありまして、一つの問題は、そういった外資系の会社の育成と申しますか、そういった外資系の会社と国産の会社との間に、ハードウェア、ソフトウェア両面におきまして格差が現実に日本で問題になっていくかどうか。情報産業の発展を進めていくためには、外国技術の導入、これを促進すべき面と、場合によっては規制すべき面があると考えられるわけですが、通産省のほうの基本的なこれに對処する方針をまず伺いたいと思ふわけであります。

○宮澤国務大臣 御指摘のように、コンピュータを製造しております会社が外資系で、日本IBM、これはもう主体はIBMでございます。そ

れからスーパー・ランドが入りまして、沖電気と沖ユニパックでございますが、この二つがござります。なお販売をしておる会社がそのほかに外資系でございます。

ソフトウェアの開発が盛んになったことの主たる原因は、私はやはり、先ほど政府委員が申し上げましたように、アメリカの場合、宇宙産業であるとか軍需産業であるとかいうものが、一方的に国費でソフトウェア産業を育てることができたという点に對比して、わが国の場合にはそのような大きな国のプロジェクトはございませんでした。御承知のようにソフトウェアというものが金融の対象になりにくいものでございます。資産価値があつてなきがごときものでございます。それから、民間でこれを助成するということは非常に困難であつて、アメリカの場合には一方的に政府の発注等々でこれが可能になった、これが私は一番大きな原因だつたと思ひますが、しかし次に、仰せのように、いま申しました外資系の会社が早くわが国でコンピュータというものの製造をし、導入を始めたということにも関係があると思ふのでございます。

そこで、これからこの情報産業を通産省として外資との関係でどう考えていくかということでございますが、私はこれはこれからの日本、世界すべてでございますが、一種の社会革新ともいふべき大きな変化をもたらすと考えますので、ハードウェアにいたしましても、ソフトウェアはもちろんでございまして、日本独自のものを育てていく必要がある、基本的に私はそう考えます。幸いにしてハードウェアでは、わが国だけが五〇％という程度の國産化率を保持しておりますが、ヨーロッパの国は御承知のようにそうではございません。アメリカ系がほとんど制圧しつつあるようなことになっております。わが国は幸いにしてハードはその程度になっておりますが、ソフトについては、同じことがこれはきわめて起こりやすい状況でございます。それでございまして、私は自由化ということは、わが国の経済、産業のた

めになると一般的には考えておりますけれども、電子計算機、情報産業の關係は、どうもこれは、いわゆる自由化のほうで申しますとハードコアになる。つまり当面自由化してはならない業種である。先般、自由化等との關係で、いわゆるケンドール・ミッシェンというものが御承知のように参りました。そのときにも、一般的に私は自由化論者であることは御承知のとおりだが、この關係の産業については私は自分自由化するつもりはないということ、あらかじめ実は申し上げておきました。そのような次第で、そのように考えております。

○左藤委員 いま大臣から御答弁がありましたように、電算機、特にソフトウェアの面につきましての自由化の問題につきましては、ひとつ慎重にやっていた方がいいと思ふわけであります。アメリカは、大臣のお話の中にもございましたように、政府の出資、特に大型プロジェクトとしてのアポロ計画というふうなものが一段落をした段階におきましては、米国の業者の余力というものがまた出てきたというふうに考えられるわけでありまして、そうしたときに、企業が外国の機械と外国のプログラムを輸入して利用しようとする傾向が大きくなつてくるという心配もあるわけでありまして、その点につきましては慎重な御配慮をお願いいたしておきたいと思ふわけであります。

それから次に、法律案の中身に入りたいと思ふわけであります。今回提出されました法律案、これはいま大臣のお話の中にもありましたように、わが国の特にソフトウェアの面につきましては、ちとこれを、経済的な面におきましても、また技術的な面におきましても、日米間の格差解消ということを含願して提出された法律案だと思ふわけであります。個々の条文の問題につきまして少し伺つてみたいと思ふわけであります。

まず第一に、第三条に「電子計算機利用高度化計画」というところがございますが、ここに第一項第二号に「情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一つの事業の分野にお

ける情報処理に用いられることとなるものを除く。』」こうありますが、ここでいうプログラムとはどのようなものがございますか。具体的な例をあげて御説明をいただきたいと思うわけであり、このようにしたカッパの中の「一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く」といった場合に、どのようなものが現実に残るかということをおまづ明らかにしていただきたいと思うわけであります。

○赤澤政府委員 お尋ねの法律第三条第一項第二号の問題でございますが、これはここにも書いてございまして、私どもは、今後のわが国の情報処理の振興をはかる上で特に効果的なプログラムであり、また多数の分野でこれが利用できるというふうなものを対象と考えております。したがって、逆に一定の分野に固有なものであつて、その分野のみに使われるというものは、これを除くことにしておるわけでございます。

いま具体的な例は何かというふうなお尋ねでございますが、二、三私どもが頭に描いておりました例を申し述べさせていただきますが、たとえばプログラムのロジックを読み取りまして図示できるフローチャートの自動作製用のプログラム、こういったものもその一つかと思ひます。また、ハードウェアの故障箇所をすぐ発見をいたしまして、これを追跡診断をするというふうな障害自動診断プログラム、これもまたその一つかと思ひます。また、いわゆる各種の統計がございまして、この統計につきまして、総合統計といったようなものをつくります場合の総合統計解析プログラム、こういったものも、やはり私どもとしては特に開発を促進する必要がある、また多数の分野で共通的に利用し得るプログラムではないか、かように考へておりますので、いま申し上げましたような二、三の例を頭に描いておる次第でございます。

○左藤委員 そういたしますと、たとえば電算機そのものを動かします、いまのお話しのプログラムのなかで、いわゆるオペレーション・システムを

さすものというふうな考へてよろしうございませうか。あるいはまた、このほかにコンパイル・プログラムというふうなもの、機械が違つた場合、その二つの機械を、Aの機械からBの機械に移しますときに必要なコンパイル・プログラムというふうなもの、ここにいうプログラムとして考へてよろしいか、その辺をお伺ひいたしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 いわゆる機械を動かします場合のオペレーション・プログラム、それからいまお示しのコンパイル・プログラム、こういったものは、私どもとしてはこの法律の二号の規定に該当するプログラムであるというふうな考へておりました。その点御指摘のとおりでございます。

○左藤委員 そういたしますと、もう一度確認したいのでありますが、プログラムを開発して、一般の会社に対して、そういうことをやる、この法律が援助の対象と申しますか、予定しておるかどうか。そして、そういうことをどうして何うかと申しますと、それぞれの会社がやっております産業を育成する主務官庁というのがある、そういう観点から考へまして、この辺を明らかにしていただきたいということ、たとえば旅行あつせん業者が開発したしております座席の予約の問題とか、あるいはまた旅館の予約の問題とか、そういうことの一つのプログラムの問題とか、そういうことの一つのプログラムのなかで、こういうものは、ここでいうカッパの中のものを除かれるものであります。それとも広く利用される種類のプログラムであるか、この辺を明らかにしていただきたいと思うわけでありませう。

○赤澤政府委員 ただいま例示としておあげになりましたような、たとえば旅行あつせん業者がその目的のために電算機を利用して業務を行なう、このために必要なプログラムということになってまいりますと、やはり主として一の事業分野における情報処理に用いられるプログラムということ、この高度化計画のいわゆる目標といったような内容からは除かれると私ども考へております。

ただ、この法律によりまして、事業協会が設立されました場合、法律の二十八条にその業務がいろいろ書いてございまして、この五号におきましては、情報処理サービス業者等以外の者、つまりユーザのサイドでプログラム開発のためにお金を借りたといったような場合には、この協会として、それが必要なものであると認める限りにおきまして、その保証をするというふうな規定を置いておる次第であります。

○左藤委員 次に、今度は三条の二項におきまして「計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする」とあるわけでございますが、この電子計算機の利用高度化計画の一つの目標年度と申しますか、どういったところを開発の一つの目安にして目標を立てておられるか。それからまた、実際にこの開発の目標となるべき内容、事項につきまして、どのような内容をこゝへ盛り込むことを考へておられるかを、御説明いただきたいと思ひわけでありませう。

○赤澤政府委員 計画についての目標年度でございますが、この二項にもございまして、この計画では、電子計算機の設置及びプログラムの開発につきまして、その目標となるような一つのガイドラインを示すということを頭に描いておるわけでございます。そこで、目標年度につきましては、こういふような、いわば計画と申しますか、ガイドラインをつくり出すときに、あまり長期にこれを置きますと、やはり日進月歩と申します、非常に進歩の早い分野の技術でございますので、非常に早い分野の技術でございます。

このことにはやや問題があるかと思ひます。と申しまして、こゝに、二年というところで、これはあまりガイドラインの役を果たさないというふうにも考へておりますので、こういふ点を総合的に考へてみますと、大体五年ぐらいが一つの目標年度になるのではないだろうか、かように考へております。もちろん、この五年で終わるといふことはございせんので、そういう目標

をつくりましたあと、さらに技術の進歩あるいは逆に申しますと陳腐化、こういふことも当然考へまして、適当なときに見直しをし、さらに第二次、第三次といったような目標を立てていく、こういうことになるのではないかと考へております。

○左藤委員 いま御説明のあった、大体目標年度を五年ぐらいのところに置いて立てるといふお話、私は、大体その見当でいいんじゃないかと思ひますが、ただその場合に、ハードウェアとソフトウェア、さらにまた一つの情報提供サービス産業と申しますか、そういった面の、それぞれの持つ経済社会における位置というものを十分考へて見直しもしていただきたい。また、日本の経済全体における情報処理産業の持つ意味を十分考へていただいて対処していただきたいと思ひわけでありませう。

次に、資金の確保の問題につきまして四条が規定いたしておりますが、この資金の確保は、これは予算的な問題でありまして、四十五年度においてどのくらいの予算を計上されておるか。またそれに応じて政府として十分やっていると申すかどうか。特に、このプログラム開発のための融資に對します現実の需要、これはどのようにお見通しになっておられるか、お伺ひいたしたいと思ひわけでありませう。

○赤澤政府委員 法第四条では、ここにございませうに、第三条の関係の電算機あるいはプログラムの開発等に関する資金確保規定でございます。そこで電算機の面につきましては、いま政府関係の資金といたしましては、御承知の日本電子計算機株式会社、レンタル資金に對します開銀融資の確保という問題があるわけでございます。四十五年度におきましては、この会社に対する開銀融資を百五十億円というふうに一応財設計画でいまきめられておるところでございませう。

それから第二号の関係、つまりプログラムの開発の關係でございますが、これは今回、この法律によって設立されますところの情報処理振興事業

協会に對しまして、三億円の補助金を出すことになつております。これは、この三億円の資金をもちまして、情報処理振興事業協会が、いわゆる「あとであるいは御質問があるか」と思いますが、一般の民間ではなかなか開発の困難のようなプログラムの委託開発に、主としてこの資金をあてていくという考えでございます。さらに、いわゆる民間の情報サービス業者あるいはソフトウェア業者等の資金需要でございますが、これにつきましては、相当な金額がやはり需要としてあるかと思つております。私も調べましたところでも、これは全体の調査ではございませんが、やはり三十億ないし四十億というようなことが調査の結果出ておりました。これに對しましては、長期信用銀行三行の金融債、これを政府が引き受けまして、一応資金運用部による引き受け額として四十億円というふうに予定をいたしております。こういったことから、いま申し上げましたような四條の資金確保にたえていきたい、こう考へてゐるわけでございます。

○左藤委員 コンピューターの需要の民間企業が約二千社ございますが、その中でおもな百社につきまして、そのソフトウェアの開発の資金需要を調べてみましたところ、四十五年度の着手分だけで約百十億円の需要がある。これは、もちろん各社が自己資金でやる面もあるかと思ひますが、いまお話を資金がはたして十分であるかどうか、その点につきましても心配するものであります。四十億円のワケは十分効率的に融資を行なつていただいて、その効果をあげていただくように特別にお願いをいたしておきたいと思つております。

それから次に、この情報処理振興事業協会の問題であるわけでございます。基本的なことでございますが、ソフトウェアの開発のためにこういった事業団なり事業協会がどうしても必要かどうか。いま大臣のお話にもありましたが、やはりそういった格差解消のために、こういった事業協会の設置することがどうしても必要であるかどうか。

か。既存の制度でやれないかどうか。開銀法の中で、開銀銀行の融資の対象にたとへばソフトウェアをするということが、担保力の問題でむずかしいとかいろいろの問題があると思ひますが、その点をまず明らかにしていただきたいと思つてあります。

○赤澤政府委員 いま問題になつておりますソフトウェア業者あるいは情報サービス業者の育成に必要な資金の面でございますが、あるいは考え方としては、開銀法を改正いたしまして、開銀銀行が、こういったような生産設備でないもの、先ほども大臣の答弁の中にございましたように、ある程度資産価値あるものはその評価といったものが確定をしてくいといふようなものにまで融資をしていくという制度を開くことも、あるいは一つの方法かと存じます。ただ、何ぶんこういった業体がまだきつめて振替期にあるわけでございます。いまわは業体自身が、どちらかと申せば中小企業といった部類に属するものが多数ございます。こういった面等を考へますと、こういった初期の段階にある業界というものをほんとうに政府が育成強化をしていくというためには、やはり専門の機関があり、またそこに専門家がおりまして、これらの業態を十分調査もし把握しながら専心これに努力をしてまいるというほうが、より強力な施策ではなからうかと思つてございます。そういった点等もございまして、関係省ともいろいろと協議をいたしました結果、やはり私もとしましては、こういった専門の事業協会をつくつて強力に振興育成をはかつていくべきであるという結論になりましたので、今回の法案を提出する運びになつた次第でございます。

○左藤委員 そういたしますと、こういった事業協会をつくるという法律案を提案されました以上、ある程度具体的な構想と申しますか、現在の設立の準備の状況について、その進捗状況をお伺いしたいと思ひます。特に、民間からの出捐はどのようなものが予定されておるかということも、あわせてお答えいただきたいと思つてあります。

○赤澤政府委員 当事業協会の設立に關しましては、御承知のように、この法案では第十六条以降にこの設立の規定が書かれております。もつと具体的に申し上げますと、この協会そのものは、民間の発意によりまして協会のでき、そしてそれをこの法律によりまして通産大臣が認可をするという段階で正式にこの協会の設立ができ上がる、こういった仕組みになつております。そこで、民間の発意によるわけでございますので、まず民間が発起人を集め、同時にこの発起人が出資を募集をいたしまして、ある程度の資本金をこへつくる、それに対して政府もこれに資本金に充てるために出資をする、こういった仕組みでございます。

そこで、この法案がまだ成立をいたしてございせんので、民間においては具体的な設立準備、つまり発起人を集めるとか、あるいは出資の募集をするとかいう段階には至つておりませんが、私も、関係の業界団体、財界等ともあらかじめ御相談をいたしておまして、四十五年度におきましては、少なくとも二億円の出資あるいは出捐というものが期待できるものと考へております。そういった面で、現在、関係の財界等におきまして、出資ないし出捐の話が内々相談をされておるといふ状況でございます。

○左藤委員 それから、この二十八条に協会が委託開発をしようとするプログラムというものがあつてございまして、一体どのようなものが考へられておるか。それから、これはメーカーも、またあるいは電電公社あたりも出資しているかと思ひますが、情報開発センターというのがあるかと思ひます。ここでもいろいろと技術開発が行なわれておるわけでございますが、このセンターとの関係、これについてもあわせて御説明いただきたいと思つてあります。

なるプログラムの性質につきましては、第一号に書いてございまして、開発を特に促進する必要がある、かつ開発の成果が広く事業活動に用いられる、いわば先進的な汎用的なプログラムというふうなものであつて、かつ個々の民間の企業ではみづから開発することが困難であるという性格を法律上与へられております。

そこで、具体的にどういふものがあるかというところで検討いたしておりますが、二、三の例を申し上げてみますと、一つは市場調査の予測システム、これは市場調査の総合管理とシミュレーションによる最適予測、こういったものをやらないです。あるいはまた、先ほどもちょっとお話しに出ておりましたような、いわゆるデータ・コンパージョン・サービス・プログラム、こういったものも先進的かつ汎用的であり、かつ個々の企業ではいささか開発が困難であるというふうなものでないかと考へております。

○左藤委員 次に、この協会で行ないます業務の中で、二十八条の四号、五号だと思ひますが、ソフトウェアそのものは、先ほどもお話が出ましたが、ように担保力はないわけでありまして、そこで、ここで債務保証という方法をとつておるわけでありまして、これは一体、法的な性格と申しますか、やはり一つの、助成金ではないのですけれども、そういった性格を持つておるものではないか。その債務保証に關連いたしまして、ソフトウェアそのものの財産的価値をどのような基準で判

断するか。これは、事業協会を今後運営していただく上において一つの重要な問題でありますので、御説明をいたしておいたほうがいいのじゃないか、このように考えるわけでありませう。

○赤澤政府委員 いまのお尋ねの点は非常にむずかしい問題でございます。先ほど大臣も答弁の中でお答え申し上げましたように、いまの段階でこのソフトウェアの評価ということとはなかなか困難であらうかと思っております。

この協会が当該業者等が借りました資金の保証をいたすわけでございますが、もちろんその際に、協会といたしましては、その借入れ金の返済が可能であるかどうか、あるいは借入れ金の使途であるプログラムの開発が成功するかどうか。また、かりに成功いたしましたとしても、それが採算性を持っておるかどうか、こういった点について、内容等を十分審査もいたしました上で借入れの保証をするということにならうかと思ひます。もちろんその前段階といたしまして、先ほど申し上げましたように、長期信用三行の金融債を運用部資金で引き受けたお金がございまして、それを中心に関係業界から融資の申し入れが銀行に對してあるわけでございます。銀行当局といたしましては、まずはそういった点を十分審査もし、内容審査を十分した上で融資をしよう、ただしそれには保証協会の保証が必要である、こういったような仕組みになってまいりますので、銀行及び当協会におきまして、いま申し上げたような各般の観点——もちろん技術的な観点から、これが十分有用であり、かつ情報処理の振興に役立つものかどうかという大前提でございますが、そういった各般の状況から十分判断をいたしまして、これを保証していくということになると思ひます。

その場合、一体その当該融資あるいは保証の対象になりますソフトウェアがどの程度の資産価値があるものかということについては、ほんとうは、そういったものがきちっとございませうと、融資なり保証なりもしやすいわけでございますが、

なかなかそういった評価の基準をつくるということとは現状では困難な情勢にあると、これは率直に言わざるを得ないと思ひます。そこで私どもとしては、この協会の業務、第二十八条の中に第六号、「情報処理に関する調査」という規定がございまして、こういった業務を十分活用いたしまして、この協会自身におきましても、調査業務の一環として、プログラムの評価基準あるいは評価方法といったようなものの研究をしてみたらどうか、かようにも考えておる次第でございます。

○左藤委員 いまお話しがありましたように、ひとつ十分、この債務を保証する場合の事業協会としての取り扱いを慎重に配意していただきたいと思ひます。

それから、時間もございせんので、あと二つの点につきましてお伺いしたいと思ひます。あります。先ほどのちよつと私が触れました三条の二項の二の「広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く）」この除かれるものの中に、いわゆる官庁におきまして行政事務、これに對してはコンピュータの導入、これが入るのじゃないかと思はれるわけでございます。

そこで、現在、各省庁で共通の電算機の利用、技術研究開発、こういったことも進められておるわけでありませうし、また四十三年には一つの閣議決定をして、導入の基本方針を立てておられるわけでありませうが、行政に對します需要がますます複雑になり、そしてまた多岐になってまいつてきております。現在におきまして、あるいはまた、国の予算の合理的な効率的な編成、使用、あるいは許可事務の迅速化等、いろいろな面でコンピュータの導入というものがいまはかられておるわけでありませうけれども、現実には利用されておりますコンピュータの実態でございますが、これは行政管理局として現在の段階ではいろいろ研究開発の段階だろと思ひますけれども、今後これをどういうふうを活用していくかということも含

めましての見通しを、まず行政管理局にお伺いしたいと思ひます。

○河合政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のとおり、行政におきましては、昨年度で申しますと、大体百五十セットほどの電子計算機が導入されておりますし、また現在御審議いただいております四十五年度予算によりまして、百七十台をこえる電子計算機が導入されるというような状態になっております。

こういう状態に對しまして、政府といたしましては、先ほど御指摘もございましたように、民間の電子計算機情報処理業務の異常な伸びへの発達ということに對しまして、政府におきましては、これにおくれはけないというところで、昭和四十三年八月三十日に「政府における電子計算機利用の今後の方策について」という閣議決定をいたしております。この閣議決定に基づきまして、政府におきまして電子計算機の利用の高度化、あるいは新規適用業務の拡大、利用技術の開発、各種標準化の問題等につきまして調査研究いたしますとともに、電子計算機の利用上の隘路となつておりますいろいろな問題がございませうが、そういう問題につきましても、その解決のための措置を積極的に講ずることになっております。また、各省庁におきまして電子計算機の要員の確保が非常に大切でございまして、そういう点につきましても、閣議決定で、この点について十分に検討していく、また要員の研修を行なうということを含めております。

なお、この閣議決定の施行、施行にあたりましては、行政管理局が関係各省庁の技術的援助を得ましてこの調整に当たるといふ形をとっております。

なお、この閣議決定に基づきまして、自來、関係省庁間の会議を随時開催いたしまして、この趣旨の徹底につとめておりますが、また、これとあわせて、政府におきまして決定いたしました行政改革三年計画の第一次及び第二次計画におきまして、この電子計算機の利用の高度化の問題を

取り上げております。特に、昨年の七月に決定されました行政改革第二次計画におきまして、電子計算機に關します当面の重点的検討項目といたしまして、各省庁間におけるデータの有機的、多角的利用、また各省庁共通業務のシステム開発の問題、あるいは各省庁間のネットワーク・システムに関する開発の問題、あるいは各省庁の現在使用しておりますデータコード、これの統一の問題、また特に要員の確保と養成の問題、そういう問題につきましても具体的に検討項目を掲げまして、同じく先ほど申しました各省庁関係者の会議におきまして、この推進をはかっております。特に来年度におきましては、私ども中心となりまして、各省庁と十分御相談の上、各省庁の共通に使用するようなシステム開発の問題と、それからさらに基礎的な研究ではございませうが、各省庁間の情報処理業務のネットワークをどういうふうにつくっていくべきであるかという問題について力を入れてやっておりますとともに、基幹要員の養成につきましても、各省庁と連絡をとりながらこれを進めていきたいと思ひます。

○左藤委員 そのほかに、私まだ、中小企業に對します情報処理の振興の問題、あるいはまた技術者の育成の問題、いろいろお伺いしたいことがあつたわけでございますが、科学技術庁長官のお時間もございませうので、もう一問だけ伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

情報ネットワークの形成と高度化のためには、通信回線を用いた情報処理の発展が今後どうして必要不可欠のものとなつてくるわけでございます。特にアメリカにおきましては、五〇%がこれからその遠隔処理が見込まれていくわけでございます。そういった点から考えましても、このオンラインの利用開発に關しまして郵政審議会の答申が出ておまして、これに基づきまして公衆電気通信法の改正ということが考えられるわけでありませうが、今回のこの国会におきましては提出されるまでに至らなかつたわけでございますが、今後この問題につきましてもどのような方針をお持ち

であるか、これは郵政省の電気通信監理官から伺いたいと思うわけでございます。

○柏木政府委員 答えたいと思います。

ただいまお話しのように、郵政省といたしましても、今後のオンライン情報処理の健全な発達をはかるという見地から、公衆電気通信法を改正いたしまして、いわゆる企業間のデータ・ネットワークの利用でありますとか、あるいは情報処理サービス業務、あるいは検索業務に適するような通信回線の利用条件を定めて、これを郵政審議会の答申の線に沿いました改正を実現しようとしたしまして努力いたしましたのですが、これは時間切れになりました。提案できなかったわけでございます。しかし、これらの問題につきましては、今後さらに検討を加えまして、また、宿題となっております公衆通信網のデータ通信への利用問題というものはかまいませんが、こういう問題もあわせていろいろ検討をいたしまして、なるべく近い機会にぜひ御審議いただくように努力を続けてまいりたいと存じております。

○八田委員長 石川次夫君。

○石川委員 情報通信、情報化社会という問題になりますと、ただ単に通産省関係だけではなくて、各省ほとんどにまたがるような、きわめて重要な法案ではなかったかと思うのです。したがって、これをただ単に委員会付託というのかっこうでなくて、本会議提案というのかっこうで、各省全体がこれに対して関心を持つという形でないか、ほんとうの情報化対策というものは不可能ではないか。それに情報化といいますが、どうしてもアメリカに対してテクニカルギャップというのが非常に大きいので、何としてもそれに追いついていかなければならないというのが一応の至上命令になっておりますけれども、しかし、必ずしもこの情報化社会というものはバラ色ではないと思うのです。非常に暗い面がかなりある。したがって、そういう面に対処してどうするかというところも考えながら、一面では促進をはからなければならぬという、きわめて複雑な要素をはらんでおるので

はないかと私は思っております。

そこで一つは、各大臣そろっておられないので、実は文部大臣でもないかとほんとうの質問にならないわけなんですけれども、この弊害対策の問題としては、いわゆる資本主義とか社会主義とかいうことを言うつもりはないのですけれども、売らんかなの情報がいっぱいある時代になってくる。情報、情報といったら、売らんかなの誤った情報というものが、人間性が否定をされるということではなくて、人間性が完全に歪曲をされるのじゃないか。こういう問題にどう対応していくかというように、きわめて重大な側面というものを、見のがしてはいけいではないかと思うのです。

それから、あと一つ暗い面としては、いままでは、生産手段を持っておるころの資本関係と、それから生産手段を持たない労働者の対比というようになことがいわれた時代があったわけでありまして、けれども、これから情報化時代ということになりますと、そういうふうな単純な対比でなく、少なくとも現象的に見れば、経営、生産、販売というものの技術を持っておるテクノクラート、そういうものとその他の人、こういうふうな対立というものが相当はつきり出てまいりまして、その間には、特に中高年齢層の、急激な情報化に応じてでき上がった失業者をどうするか、こういう問題も出てくると思うのです。

それから、アメリカで非常に問題になっておりますのは、いわゆるプライバシーという問題が、急に大きな問題になって浮かび上がってきている。こういう問題に対応して、人間性歪曲の問題と、新しい形態の失業問題と、新しい個人プライバシー侵害の問題、こういう問題にどう対応するかというのを考えることなくして、促進する面だけを考えたのでは、ほんとうの政治ではないだろう、こういう非常に大きな問題があると思うのです。しかしきょうは、それをだれに質問しているのか。その問題についての答弁を要求するといつても、担当大臣がいない。そういうことで

私は、こういう問題については、あとでまた機会をいただいて質問をしたいと思うのでありますけれども、いま科学技術庁長官がこちらに見えられまして、時間もあまりないようでありまして、順序が逆になるようでありまして、科学技術庁長官の關係についてまず二、三お伺いをしたいと思っております。

それはこの問題は、先ほど申し上げたように通産だけの問題ではない。これは郵政省もあるし、文部省もある、あるいは建設省の關係もある。あらゆる面に広範にまたがる問題であらうと思うのでありますけれども、科学技術の総合的な調整促進をはかる立場にある科学技術庁は、相当中心的な役割りを果たさなければいけません。これは、科学技術庁として、情報化問題に対処して、一体科学技術庁としては、情報化問題に対処して、どういうことをやってこられて、これからどういう役割りを果たそうとする御意思を持っておられるか、この点をまずお伺いしたいと思っております。

○西田国務大臣 お答え申し上げます。

石川先生御指摘のとおり、科学技術庁といたしまして、情報関係の施策につきましては重大な関心を持っておりまして、また、われわれの責任も重いということをお覚悟いたしております。そこで、科学技術庁が情報処理に關しましてどういふことをやっておるかというお尋ねであります。私は大きく分けて、科学技術情報の流通の円滑化をどうしてはかかっていくかという施策の問題、それから情報処理技術につきましてその研究開発をいかに推進していくか、こういうことが二つの大きなわれわれの使命である、かように考えております。

そこで、科学技術情報の流通の円滑化の問題につきましては、かねてから積極的にその推進をはかってまいりましたので、四十五年度におきましては、昨年、科学技術会議の答申に示されましたところの科学技術情報の全国的な流通システムにつきまして、その具体化をはかるためひ

とつ調査検討を進めてまいりたい、かように考えております。若干の予算も計上されたわけでございまして、当庁といたしましては、現在各方面で行なわれておりますところの情報活動をベースといたしまして、この答申の趣旨の具体化に向かつて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、前年度に引き続きまして情報検索の効率化の一環といたしまして、情報検索用語関連辞書、シンソーラスであります、この作成を進めまして、米国の国立医学図書館の開発いたしました医学文献分析検索システム、これを事例といたしまして、科学技術情報センターの実験的検討、これを科学技術情報センターが実施いたしますが、これを進めてまいりたいと思っております。また、わが国の科学技術情報に關しまして、中核機関でございますところの日本科学技術情報センターにつきましては、できる限り業務の総合的な機械化に重点を置きまして、その機能の整備強化をはかってまいりたいと考えております。これはかなりサービスの面におきまして、従来も相当民間その他からの委託も受けておりましたが、年間調査件数は約四十万ぐらいに達するかと存じますが、一そうその機能を發揮するようにいたしてまいりたいと考えております。

もう一つの課題でありますところの情報処理技術につきましては、社会活動がきわめて複雑化をいたし、かつまた多様化をいたしておる現況でありまして、広範囲にわたって相互関連化しつつあるところの現代社会におきまして、政策の立案でございますとか、あるいは企業経営の研究開発、こういうような面につきまして有効適切にこれが遂行できますように、膨大な情報の目的的な選択分析に基づきましてその意思決定を行なうことが必要でございますので、このための情報を処理し、これを利用する方法、言いかえしますならば、ソフトウェアにつきましての研究開発がきわめて重要でございます。実はこういう考え方に基きまして、ことしソフトウェア研究所とい

うものを設けたいという考え方でございました。本年度はそこまですりませんでした。ソフトサイエンスの水準の飛躍的な向上をはかりました。今年度はソフトサイエンスの発展の方向あるいは課題等につきまして、基礎的な調査検討を行なう、こういうことでございまして、われわれが庶幾しております方向に向かって努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

その他、特別促進調整費の問題等もございまして、これは御承知のことでございますので省かしていただきまして、このような考え方にに基づきまして対処してまいりたいと存じておる次第でございます。

○石川委員　そういう説明であれば、事あらためて私も聞くまでもないと思うのです。

実は、今度通産省が出された法案に基づきますと、大体ハードに付着した形のソフトだけを手がける、こういうことになっておるわけですね。ところが、ソフトというのはそれだけではいけないわけですね。ソフトの基本的なサイエンスというのは一体どこにあるのかというようなことはどこでやるんだというところになります。これはやはり科学技術庁の分野じゃないかと思うのです。それとあと一つは、あらゆる行政の問題でいま問題になりますのは、縦割りではだめで、どうしても横割りでやっていたいかなければならぬという分野が最近相当ふえている。ところが、行政区画というもののセクショナリズムがあつてこれの障害になっているという問題は、だれでも感じ取っておる点だろうと思うのでありますけれども、この情報処理の場合でも、情報化社会に対応するという問題は、これは実に多岐にわたる問題です。したがって通産省だけでどういやる問題ではない。おそらく将来の学校教育も大きく一変するであろうし、また行政問題なんかもほとんどこれで処理される。あらゆる問題がこの情報処理という問題に関連してきていくことになる、大きな視野に立って一体どこが中心になってこのソフトのコンバージョンというものをやるか。あるいは

基本的なサイエンスというものを確立するか。そういう問題は、科学技術庁あたりが積極的に中核的な役割を果たして、科学技術庁が中心になるのはいいかどうか、これはまた問題がありますけれども、少なくとも指導的な役割を果たす立場にあるのではないかと。しかしながら科学技術庁だけでは、先ほど私が申し上げましたように、いろいろな灰色の面に対応できる体質を持っておるわけではないので、そういうものも含めて内閣全体としてこれに取り組む必要があるのではないかと感じます。

それで、科学技術庁もその中で非常に大きな役割を果たしていただかなければならぬ総合官庁としての立場があるわけなんです。これは科学技術庁長官と通産大臣にも意見を聞きたいのでありますけれども、これはどうい通産省だけでできることじゃない。やはり内閣全体がこの情報問題に対してどう対処するかという大きなものが必要だ。それから民間においても、産業会議なんというものが原子力なんかではできておりますけれども、それと同じような形で——最近MISの関係でも、あちこちで二重投資が行なわれている。二重投資どころではありません。同じ問題をどこでもやっておるというように、日本全体からいえば、非常に知的水準の高い人が参加しているだけに大きなロスをやっている。それを産業会議なり何なりでお互いに出し合つて、二重投資を避けるというような指導的な役割も果たしていただかなければならぬ。しかし、民間が指導的な役割を果たすということも、民間だけでできるものではないということも、民間において産業会議をつくつても、お互いに連絡調整をはかる、その指導はやはり政府がやらなければならぬ。政府が政府として、政府の中で行政面を含め、教育面を含めて、それとあわせてソフトウエアのサイエンス対策というふうなものも含めての大きな総合的な場所が、どうしても必要なのじゃないか。その両方がお互いに連絡し合うという形で、初めて比較的むだの少ない研究の促進というものををはかる

とができると思うのでありますけれども、その点で通産大臣と科学技術庁長官の御意見を伺いたいと思うのです。

○西田国務大臣　先生御指摘のとおり、現在、情報関係につきましては、たとえば通産省、運輸省あるいは郵政省、行政管理庁、あるいは私どもの科学技術庁など、非常に関係する省庁が多々ございまして、それとまた、それぞれの立場において情報関係の施策を推進していくことも、御指摘のとおりでございます。今後情報の価値がますます重要視される、こういう社会を進めてまいりますに、最良の情報、必要な情報を迅速に利用者が手に入れたらいいことがますます大切であります。これはまた困難になってくるということも考えなくてはならぬと思つております。したがって、政府といたしましては、これらの体制の整備、技術開発の推進ということがますます必要であることは、ただいま御指摘のとおりでございます。ただ情報時代といつても、情報への要求が多様多様でございますし、今後ますますその傾向は強くなるものと考えられますが、このために情報サービスは、一そうきめこまかいものが要求されるようになると存じます。

したがって、各省庁が従来から行なつてまいりました業務と関連しまして、情報関係の施策が進められておりますが、現在のところは——これは先生も一本化せよという御趣意ではないようでございます。どこか中心が必要である、こういう御指摘はごもっともでございますが、これを一本化するということも必ずしも適当かどうかというところは、検討の余地があると思つてございします。しかしながら、これをささえる共通基盤の整備につきましては、統一的に、また総合的に進行する必要があります。特に情報処理技術、ソフトサイエンスを中心として、科学技術に關しますことの総合調整官庁という立場にございまして、またその科学技術庁におきましては、その推進を強力にはかちたいと思つておるところでございます。先ほどお答え申し上げま

したが、そういう立場に立つて今年度これらの調査検討を行なうつもりでございます。

そこで、将来考えられます形をいたしまして、どうい形が適当であるか。公立の研究所という形も考えられます。民間を加えた特殊法人という形も考えられます。あるいは公益法人という形、いろいろの形が考えられると思つて、私どもも総合調整の立場から、できる限り先生の御指摘になつたような方向で検討を進めてまいりたい、かような気持ちでおる次第でございます。

○宮澤国務大臣　御指摘のように、通産省が現在やっております、また御提案をいたしました法律案、これはほんとうに、情報化政策というきわめて多岐にわたるものの中に、一部でありまして、当面、とにかく緊急になつてきた事態に対処しようというだけのことでございます。したがって、将来の情報政策の全般の展開を考えてまいりますと、何らかの連絡調整あるいはコーディネーションの機関が要りますことは必然だろうと私は考えております。これはいまお尋ねを伺つておりますと、当然後にそういうことの御指摘があるのではないかと存じます。たとえば、情報に關する基本法といったようなもの、政府内部における検討の段階で、そのようなコーディネーションの機関が必然的に生まれてくるか、あるいはそういう法律の基礎に生まれてくるか、そのいずれかであるかと思つております。私どもがいま取りかかっていますことはほんのごく一部にすぎない、通産省だけというふうなことはどうい考へられない、その事の本質からしてどういことはあり得ないものだというふうなことを考へております。

それから、民間のほうの協調体制でございすけれども、これは御承知のように、経団連が何年前にミッションをしましたのが契機になりました、とにかく一緒にやらなければいかぬではないかというふうなことから、いま日本経営情報開発協会というふうなものがとにかくミッショ

が契機になって生まれております。これが一応の正統的な中心になって動こうとしておるのが現状でございます。

○石川委員 経営者のほうの関係、もちろんこれは情報の中核になりますから必要なんです、それだけではなくて、教育とか行政とか地方行政とか、全部を含めたような形のもので考えていかないと、非常に視野の狭いものになってくるんじゃないかという感じがしてならないのですが、それはまたあとから御質問申し上げるとして、情報産業政策として、いま話が出ました情報化基本法、それから情報産業振興促進法というものをどうしてもつくらなければいかぬであろう。それから情報産業振興基金というふうなものも必要であろう。あるいはシステム技術開発センターというものも設立する必要があるというふうなことは、ぜひいふ前から提言がされておるわけですね。ぼちぼち形になっておるようでありませうけれども、まだまだ本格化しておるとは言えない。二重三重どころじゃない、めちゃくちゃな重複研究が行なわれておるので、こういうものを、何とか政府の側でも少しも調整をはかるといふ意味での指導性を積極的に、強力にひとつやっていただきたいということをお願いしておきたいのであります。

そこで、いまちょっと話が出ました情報化基本法、これは今度出ないでしまったわけなんです、順序としては今度の法律の前には基本法が必要なんです。基本法に準拠してこういう法律が枝葉のように出てくるというふうでなければいかぬだろうと思うのです。この情報化基本法というものは、出すべき機運にあらながら出なかつたという理由、それから情報化基本法というものを出すとすれば、一体どこが中心になって出すことになるのか、この点をひとつ両大臣に伺いたいと思うのです。

○宮澤国務大臣 先ほど左藤委員の御指摘があり、また私も申し上げておりましたことですが、初めにハードウェアについてのコンピュータ

ギャップというものが十年前にあり、それを一生懸命にやっておりますうちに、実はソフトウェアにもっと大きなギャップがあり問題があるということがわかってきたわけでございます。しかしこれは比較的最近のことでございます。実はソフトウェアというのに適当な日本語がないような程度に、これはごく最近のことであるわけでございますが、そのように、緊急な事態がちょっと先に進んでしまひまして、仰せられますように、ほんとうは、これは将来の社会の大きな革新化でございますから、何か基本的なものがそのベースになければならないということは、私はそのとおりだと思いますが、事態は、いま申し上げたように、事実のほうに先に進んでまいりました。

そこで、一般に、いま幾つか例示をなさいましたけれども、これからの情報化の政策というものを考えてみますと、幾つかの要素があると思うのでございます。

第一は、ただいま言われましたように、情報処理についての教育であるとか、あるいはその他のトレーニングであるとかいうようなもの。それから技術者の確保。システム・エンジニアにいたしましても、プログラマーにいたしましてもそうでございます。トップマネージメントについても、やはりそういう再教育のようなものが必要であらうかと思ひます。それから次に、いわゆるソフトウェア技術の開発というようなものが大きな問題であらうと思ひます。これはただいまの議題に直接関係をしております。第三に、いろんなものの標準化、スタンダード化、インターフェースの促進というものがあろうと思うのでございます。それから第四に、遠隔情報処理のための施策がどうあるべきか。これは、通信回線でありまつか、ネットワークでありまつかというものの、当然関係をいたします。第五に、情報産業そのものの育成振興、これはただいまの議題にやはりかなり関係がございまして、それから第六に、これも先ほど御指摘がございましたが、政府、官庁間における情報処理の拡充なり、高度化なり、あるいは重複、あ

るいは矛盾しないような政策がいかにあるべきかというようなこと。第七に、これはいろいろなる問題があると思ひますけれども、ソフトウェアの流通でありますとか、あるいはコンピュータの抵抗権をどうするかという問題。あるいはまた全然別、中小企業に対しては情報をどういうふうにやるのかといったような問題。それから、それらの関連で法制をどういうふうに整備するか。まだ幾らもあるかと思ひますが、ちょっと考えましても、これだけいろいろのことはございまして、それらのものを全体的に観察しながら、問題点を踏まえて、情報化あるいは情報基本法というふうなものが必要ならばならない段階にきておると思ひますけれども、あまりに問題が多岐でありますために、ただいままでそういう法律ができておるわけでございます。しかし私ども、やはりそれをそろそろつくりますと、これから先の政策の展開なり関係各省の協同体制も困難になつてまいりますから、その時期がきたという判断をいたしております。

どこがその法律案を起草するかということになりますと、やはり実態上は、各省協同体制をとらなければならぬといふことではないでしょうか。その主管をどこにするかといふことは、それはそういう相談の中から生まれてくるだろうというふうには私は考えております。

○石川委員 科学技術庁長官、時間がないようでありますので、非常に部分的な質問で恐縮なんですけれども、前から気になっておりました、いまの答弁、先ほどの答弁の中にちょっと出ておつたやうなんです、いわゆるアメリカ政府でやつておりますアメリカ国立医学図書館、これは十八万五千件くらい毎年情報があつて、累積が七十一万五千件くらいある。イギリス、スウェーデン、オーストリア、ブラジルが加入してございまして、OECDでも評価をしておるわけでありまして、それに日本が加入するかどうかという問題があつたわけでありまして。あと一つは、ケミカルアブストラクト、これは民間の企業であります。これはかなり情報

センターのほうに加入を申し込んできておる。科学技術情報は、やはりいまの情報の中で一番中核をなす問題ではないか。非常に重要な問題でありますけれども、それにしても、日本の科学技術情報センターというものは非常に弱体であるといふ懸念はありますが、それは別な問題にいたしまして、この問題が向こうから提起をされて、向こうから有力者が何回も来ておるわけでありませうけれども、どういふふう具体的に進んでおるか。と申しますのは、私は、加入することはけっこうなのでありますけれども、日本に対して政府ベースで来ているのがこの二つじゃないかと思ひます。それが医学とケミカルの問題だけが来ているということ、これは私は非常に意味深長だと思ひます。ということとは、日本における医学と日本における化学、これは非常に高い水準にあるということ、向こうから積極的に提携を申し込んできておる。ほかのものにはいま政府ベースでは何も来ていないといふことは、やはり日本からの情報ほしいという意図も多分にそこには含まれておる。ということとは、逆に言うと、アメリカの情報網の中に日本が包み込まれてしまつたといふ懸念が出てくるのではないかと。向こうからの情報もほしいけれども、逆に日本が一番取っておきの高い技術というものが向こうの網の目の中に入つてしまつたということも考えられるという点で、これは私自身としてもちょっと決断のできにくい問題であるわけでありまして、現在どういふふうに進捗しておりますか、その点、念のために伺いたいと思ひます。

○西田国務大臣 詳しくは政府委員からお答えさせていただきますと思ひます。

○佐々木(学)政府委員 現在アメリカから強力な積極的なオファのありますのは、先生御指摘のアメリカ国立医学図書館でつづつておりますメドラーズだけでございます。ケミカルアブストラクトにつきましても、あつた接点がございますけれども、その後話が進んでいない状況でございます。メドラーズにつきましても、これは収録

雑誌二千四百誌のうち、日本の雑誌から、すでに百二十四の雑誌につきまして論文が入っておるわけでございます。科学技術庁といたしましてはこのメドラーズの組織に参加するかどうかということ、現在きめていないわけでございます。ただ、情報検索の技術の習得と、その情報検索に伴いますいろいろな問題点を検討する、そういう意味で、四十四年度からこのメドラーズの磁気テープを借りまして、現在四十五年度からこの実験に着手しようと考えております。この実験が四十五年度に終わります。その後メドラーズの組織に参加するかどうかというところは、医学界、あるいは医師会、あるいは厚生省その他関係の向きといろいろ検討してきめていきたい、そういうふうな考えでおります。現在の段階は、ただ情報検索の実験にこのメドラーズを使っておる、そういう段階でございます。

○八田委員長 前田正男君。

○前田委員 この際、先ほどの左藤委員の質問に関連いたしまして、一点について通産大臣に御質問させていただきます。先ほどから、石川委員の質問にもそのような趣旨のものがございましたが、私はもう少し掘り下げて具体的に大臣の所見を伺っていただきたいと思うのです。

今度の法案で、たいへんソフトウェアのギャップを埋めることには役に立つと思えますけれども、先ほどお話もございましたとおり、外国の進歩は、おもに軍事を含めまして政府関係の予算で進んでおられます。現在もなおランドの例等を見ましても、これはほとんど政府予算というものがその大半を占めておるわけでございます。そこで、私たちといたしましては、ここでしっかり、ひとつソフトウェア問題について考えまさんと、アメリカから入ってきたシステムの考え方というものを学んでばかりおっても、これはいつまでもたつても、向こうは政府ベースの金を相当多額に投じておりますから、ソフトウェアに関しては、ギャップは埋まらないわけなんです。そこ

で、やはり日本的な考えというものを持ったシステムというものを基本的に研究をする必要があると思ふのです。しかし、そういうものを民間にやらせるとしても無理な話であります。また、外国の例においても民間でやっております。したがって、これは政府の金でもってやらなければならぬと思ふわけでありまして、また、基礎的な研究をしようとするならば、もちろんものによりましては、それは外国の技術も大いに参考にしたい。これを利用しなければならぬと思ふべきけれども、日本的に考えて基礎的なもの、あるいは外国の技術を学びましたようなもの、あるいは基礎的なもの、あるいは基礎的なもの、あるいは基礎的なものを総合的に応用するということも、これはまた政府の行政のものが相当あるわけでございます。まあ簡単に言いますと、公害だとか防災といふような問題のシステムの問題もあるわけでございます。あるいはまた、最近物価の問題でやかましくなっておりますが、生鮮食料品の流通システムといふような問題もある。あるいはまた、経済企画庁が立てております経済発展計画に對しますシステム、場合によつては、それに対するシミュレートといふような問題も出てくると思ふのです。あるいは、先ほど来の御指摘のありました教育の場合も、プログラムをつくりました教育システムといふようなものを考えなければならぬ。プログラム教育といふものを中心とした教育システムを考えなければならぬ。これらのおのおのみな政府の金でやらなければならぬわけでございます。民間のほうにおいては、いわゆるシンクタンクのものをつくる、こういうような構想があるといふように聞いておるのではありませんけれども、いま申し上げましたように、基礎的なものは外国でも政府の金を使つてやっております。また、その応用部門におきましても、行政的なものにつきましても、政府の金を投じなければならぬ。そうしますと、やはりこれは基礎的なものと総合的なものを推進する計画、そういうものを推進できるような基礎をつくる、この研究機関というものは必要

になつてくるのではないかと思ふわけでございます。この点については、先ほど西田科学技術庁長官も、本年度、四十五年度というものはつくりたいという希望を持たれて大蔵省に折衝したけれども、それは認められなかった。通産省のほうも、実はシステム技術開発調査室といふものに五百万ついておりまして、四十五年度に何かそういうシステム関係のものを掘り下げて研究しようといふような考えを持っておられると聞くのであります。そのほかに経済企画庁も経済研究所のほうでやっております。あるいは先ほど答弁がございました行政管理局、あるいは大蔵省の予算関係、おのおのみなそういうふうなことを少しづつやろうとおののやっておられるけれども、問題は、そういうふうなものが効率的に生きてこないし、また、そのおのの部門が総合的に各省の分野にわたるものを基礎的に研究し、そうしてまた、行政の基本的なものにこれをつくつて、そうしてそういうシステムを考えて、それをひとつシミュレートして、行政の予測を立てて、それをひとついろいろと修正し、政策をきめていく、こういうふうなことでやらなければならぬ段階に來ておるのじゃないかと思ふわけです。しかもそれは四十五年度に、一応科学技術庁のほうも通産省のほうも予算要求したというようにわれわれは聞いておるわけでございますけれども、今年度それが実現できなかった。いま私たち情報産業議員連盟の者を中心にしたしまして、四十六年にはこれをぜひひとつ実現しなければならぬ、基礎的な、総合的なものをひとつ実現しなければならぬ、こういうふうなことを考えるわけでございます。これは、どうしても基本的に政府の金を投じられるような政府機関でなくともいいかもわかりませんけれども、公共的な性格を持ったものをやらなければ、外国との間のギャップといふものが埋まることはむずかしいと思ふわけでございます。

そういう点について、通産大臣という立場よりか、国務大臣という立場において、こういうものをひとつここで法案を提案されたわけでございますが、この法案は確かに一歩前進でありますけれども、わが国の現状から見て、基本的なものを、あるいは総合的なものをこの際政府の金でもって急いでやらなければ、たいへんおくれおると思ふのです。いまお話のありました基本法の制定についても、われわれも検討いたしておりますけれども、ここでもまた多少の時間的な検討を必要とすると思ふわけでございますけれども、しかし基本法の検討している間に、この基礎的な、総合的な研究機関というものが一刻を争うような状態になつてきておる。現に民間の中ではスタートしたいと言つていろいろ案が出ておるわけでありまして、しかし、それらのものでは所期の目的を達成することは困難でありまして、これはみなおのの政府から仕事の委託を受けようと考えているようでございますけれども、そういうふうなものは、性格的にいって基礎的な研究といふものではなくて、格格的にいって基礎的な研究といふものではなくて、また、基礎的な研究と総合的な研究といふものは相まってこないと思ふわけで、やはり政府が応援するところの公共的な性格を持ったものを急いでつくる必要があると思つておるわけでございます。この法案の成立とともに、日本がいよいよひとつソフトウェアの方面に大きな一歩を印するわけでありまして、この機会に、ひとつ政府も大きく基本的な問題、総合的な問題に乗り出してもらいたいと思ふわけでございます。そういう点について、ひとつ大臣としてのお答えをお聞きしたいと思ふわけでございます。

○宮澤国務大臣 御質問の含意には私も大体賛成で、同じような筋で考えるべきだと思つております。そこで政府という場合に、私はこう二つの面があると思つてございます。一つは行政体としての政府でありまして、ただいま御指摘になりましたようないろいろな政策課題を有効に進めていくために、政府自身がそれをいかにシステムに持

ち込んで処理するかという問題があると思うのでございます。そういう意味では、それは各省各省にいろいろな問題がございますので、それは各省の立場において、たとえば通産省で申しますと、高度経済社会における大型プロジェクトというようなものをどのようにシステムエンジニアリングで考えていくかということであると思えますし、公害につきましましては、あるいは厚生省がそういうことを考えなければいかぬ。交通についてはまたその所管省が考えられる。おのおのシステムがみなあると思うのでございます。そういう意味での政府が、関係各省が、自分なりのシステムを考えてシミュレーションをやっていくことが入り用ではないか。

他方もう一つの意味での政府がと言われますときには、これは国全体の各分野における、これは民間企業を含めましてどのようなシステムタイゼーションが可能であるかということを政府機関においても研究しないと、これがアメリカのNASAであるとかいうものにかわる、そういう研究体になるのであらうと思いますが、そういう意味でのものが必要ではないか、こう御指摘になっていらっしやるんだと思います。それは私もそのとおりだと思いますので、科学技術庁においてどういう構想を考えられましたのか、私つまびらかにいたしませんでしたが、おそらくその後者におけるようなものをお考えなのではないか。それは私はきわめて適当なことではないか、必要なことではないかと思っております。

○前田委員 いまのはちょっと誤解があるようですね。すけれども、私たちも、各省がシステマ的に研究され、おのおのの各省としてやらなければならぬこととがあると思います。しかし、公害の問題をとらえますと、これは厚生省だけの問題ではないと私は思うのです。公害については、もちろん大臣の所管の通産省に非常に関係のあることであります。したがってまた、先ほど申しました流通システムになりますと、農林省、運輸省、通産省、経

済企画庁、おのおのみな関係があるわけでございます。そういうふうに、各省に関係のある、二省間にわたるシステムというものが実は非常に多い。いま経済企画庁が立てておる経済発展計画というものは、ほとんどが各省にわたるものであります。そういうようなことで、また各省が自分だけでやりますと、たとえば道路計画というもので五カ年計画を立てますけれども、それに対して評価をする場合に、経済発展とか、あるいは大蔵省の立場もありますけれども、道路はこういうふうな五カ年で発展した、社会はこういうふうな構造変化をするというようなことも、これは経済企画庁の立場、総合開発の立場で、単に道路計画というだけではなしに、その評価、その及ぼす影響というものをシステムの研究しなければならぬものではないか、こういうふうに総合的に行政をやりはり研究しなければならぬものがあるわけであります。もちろん各省の所管のシステムの研究しなければならぬものもございますけれども、だかから、そういうふうな総合的なものを——これは何れも科学技術庁だけでやれと言っているのではありません。科学技術庁だけでやるべき仕事ではもちろんないと思います。科学技術庁、経済企画庁、あるいはまた、それぞれいろいろな各省と関係した、しかしそれは政府機関としてやれるかどうかかということになる、実は私どもの検討の範囲ではどうもむずかしいのじゃないか。民間のある程度協力を得なければならぬのじゃないか。だから、ある程度民間の協力を得られるようなものを、各省共管といいますか、政府全体としてこれを監督していけるようなものであり、しかも政府が出資しなければならぬ。

いま考えておる最中でございますけれども、われわれのほうもなるべく構想をまとめて早く出したいと思っておりますけれども、きょうお願いしたいことは、いずれにしましてもこういう法案をつくることは、私どもまことに時宜を得ていることだと思いますが、同時に外国との技術のおくれ

を取り戻す基礎的な研究というものと、そういう総合にわたる研究というものの機関を、とにかく四十六年度には、半官半民の形でスタートするか、あるいは国の付属機関としてスタートするか、それは別といたしまして、スタートさせなければならぬ。これはもうどうしても急がなければならぬ。と実は考えておるわけでございますので、大臣にもぜひその点よく御理解を願いたい、こう思っています。質問したわけでございます。

○宮澤國務大臣　よくわかりました。それで、ほんとうにシステムアナリシスが進んで、その上でプログラムの壁が書けましたら、あるいはその結果各省の縦割りの壁というものが自然に破れるような、そういうプログラムが書けましたら、それが一番理想だと思うのでございます。そういうことが科学技術庁、あるいはまた行政管理局も関係があるのかもしれない。そういうものができるとうであります。それは非常に心強いことだと思ひます。御趣旨はよくわかりましたので、私どもも御一緒にそういう考えで進んでいきたいと思ひます。

○石川委員 どうも情報問題は、あまりにもたくさん問題をかかえておりますので、私が質問しようと思った一割もいかないうちにもう時間が来てしまったような状態です。いずれ機会を改めて御質問をしなければならぬと思うのですが、簡単に御答弁を願いたいと思うのです。

通産大臣に伺いますけれども、アメリカと日本とのテクノロジギャップ、これは非常に問題になっている。特にハードウェアよりもソフトのほうギャップが大きい、こう一般にいわれておりますけれども、OECDの調査で、アメリカとヨーロッパ、アメリカと日本のテクノロジギャップは、大ざっぱに見当でけっこうですが、大体どのくらいになっているか、ちょっと念のために伺っておきたいと思います。

○宮澤内閣大臣 おそれ入りますが、政府委員からお答えいたします。

○赤澤政府委員 OECDの調査でいろいろな報

告が出ておりますが、必ずしも全体を網羅した資料がいまございませんので、とりあえず手元にある資料でお答えいたしておきますが、やはりコンピュータコストに占めるソフトウェアの比率が一つの目立った指標ではないかと思えます。そういった点で申しますと、全体のコンピュータコストに占めるソフトウェアの比率というのが、アメリカにおきましても、一九五〇年代は大体一割程度であったものが、すでに五割となり、かつ七〇年代初期には七割になる、こういうような計画がOECDを通じて出ております。これに比べますと、日本の場合にはまだこれが二、三割でざいまずので、いわばアメリカの現状から見ますと、まだ五〇年代と現代との間ぐらい、こういった程度のギャップがあるのではないか、こう思っているわけでございます。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

○石川委員 私はいまの数字は私も知っているのです。アメリカの場合ですが、一九七〇年でハードのほうは五十億ドル、それからソフトのほうが七十億ドル。一九七五年になりますと、大体ハードのほうが百億ドル、ソフトは倍の二百億ドルになる。こういうふうなことで、非常な勢いでアメリカのソフトというものは伸びてくるということが予想されて、ハードのほうは、どうやらこうやらわれわれのほうでも、食いとめるまではいかぬけれども、まず対等のかつこうでやれる。これは、いろいろな外資の規制やなんかがあるのでしようけれども、ソフトのほうは一体どうなのだというところになりますと、これはいまのままだったから、とんでもない事態になるのではないかと、いうことで、一つの例として申し上げたいのでありますけれども、これはどうなっておりますしょうか。

だいぶ前の話で、私、最近の情報を知らないのですが、LEASCO・OSRRCというのがありますが、これはシステム・アンド・リサーチの会社で

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

○石川委員 私はヨーロッパのほうも聞きたかったのですよ。いまの数字は私も知っているのです。

アメリカの場合ですが、一九七〇年でハードのほうは五十億ドル、それからソフトのほうが七十億ドル。一九七五年になりますと、大体ハードのほうが百億ドル、ソフトは倍の二百億ドルになる。こういうふうなことで、非常な勢いでアメリカのソフトというものは伸びてくるということが予想されて、ハードのほうは、どうやらこうやらわれわれのほうでも、食いとめるまではいかぬけれども、まず対等のかつこうでやれる。これは、いろいろな外資の規制やなんかがあるのでしようけれども、ソフトのほうは一体どうなのだということになりますと、これはいまのままだったら、とんでもない事態になるのではないかと、いうことで、一つの例として申し上げたいのでありますけれども、これはどうなっておりますしょうか。

だいぶ前の話で、私、最近の情報を知らないのですが、LEASCO-SRRCというのがあります。これはシステム・アンド・リサーチの会社で

だいぶ前の話で、私、最近の情報を知らないのですが、LEASCO-SRRCというのがあります。これはシステム・アンド・リサーチの会社です。

ありますけれども、これはコングロマリットのL E A S C O D P R E、データ・プロセッシング・

イクイップメントの子会社ですが、これが日本リサーチセンターに提携を申し込んでおられるわけ

です。これがコングロマリットの一環として入っ

てきたら、これは一体どうなるんだらうか。ソフ

トの関係でありますから、これは簡単にはなかな

か外資の規制もむずかしいのではないかと思いま

すけれども、その問題が一つと、それからC S C

というものがアメリカにございます。これはアメリ

カでも有名な最大のソフトウェア会社であります

。これが日本のビジネスコンサルティングのほう

に提携を申し込んでおられる、こういう問題。そ

れからブリタニカという御承知の百科事典、有名

なエンサイクロペディアの会社でありますけれども

も、これが東京放送と出版印刷のほうに提携を申

し込んで、T B S・ブリタニカ社というものをつ

くるという話ももっていたわけですが、これは外資規

制の面では一体どういうふうな処置されておるの

か。ハードのほうはとにかくはつきりしております

から、先ほどの御答弁にもありましたように、

おいそれと上陸を許したんでは容易でなからうと

いうこともあって、いまのところはこれはある程

度規制しなければならぬ。ソフトのほうは一体ど

うなるんだという、なかなか大勢として規制す

るというのにはむずかしいところもあるんじゃない

か、こう思うので、これらの具体的な提携を

○赤澤政府委員 いま御指摘の二、三件の外資提

携の問題でございますが、この点につきましまして

は、私どもも当該会社からいろいろ事情を聞いて

おります。ただ私どもが聞いておりますところでは

、まだそういう話があるといえますか、向こう

の若干の往来があるという程度で、具体的に、

どういふ条件で、今後どういふいうふうな提携を

していくといったようなところまでは、まだ話が

いっておりません。そういう意味合いから、いわ

ば両方の関係者の間で話題にあがっておるという

ふうに、私どもは了解をいたしております。

それから、外資の問題につきましては、先ほど

大臣からお答えをいたしましたとおりでございます

。現在のようなギャップのある情勢、しかも

ソフトウェアというものは、今後の日本の経済社

会全般に非常に大きな影響を持つという面からい

たしまして、これは私ども、先ほど大臣もハード

コアというところは言われましたが、そういうた

ような感じで慎重に対処していくべきだ、かよう

に考えております。

○石川委員 この外資の規制の問題で、その方針

で当面これはやっていただかなきゃならぬ、将来

たいへんな橋根を残すんじゃないかと思うので、

慎重に対処してもらいたいと思うのであります。

それで実は、いわゆる公衆電気通信法という法

律、これは電波監理官も来ておられると思うので

すが、これはある程度、電電公社が通信網という

ものを独占をしておるといふか、こうで規制をし

ておるわけですか。私は冒頭申し上げたように、情

報は非常にはんらんをするという懸念がある。し

たがって、どこで情報というものを調整してい

かなければならぬのではないか。そうでないと、

誤った、はんらんした情報、売らんかなの情報と

いうものに惑わされて、人間否定じゃなくて人間

歪曲の時代を迎えるという懸念を私は持つておる

ので、そういう規制は何らかの形で必要であら

う、こう思うので、この公衆電気通信法によつて

独占された現在の電電公社の独占権というものを

を、あまり開放しないほうがそういう意味ではベ

ターか、こういう考え方も一面ではするわけでは

あります。ところが反面、アメリカあたりのデータに

よりますと、ソフトの開発の寄与率は、ユーザが

五〇%、それからメーカーが二〇%、大学の研究

機関が一〇%、それからソフトウェア業者、ある

いは計算サービス会社、コンサルティングというの

が一〇%、それから残りの一〇%は宇宙産業、大

銀行、通信会社というような寄与率になっておる

ようであります。これは正確なものじゃないと思

うのですが、大体的見当はこうだらう。したがっ

て、ユーザ関係の開発の寄与率は相当に大き

い。そうしますと、民間が相当貢献をしている、

こういうことにならざるを得ないので。した

がって、独占的なもので調整をしていく必要を反

面認めながらも、電電公社でこれを独占的な形で

もって規制をしていくということに対しては、そ

の開発に対して相当抑制的な役割りを果たすん

じゃないか、こういう懸念も反面ではあるわけ

です。私自身も、この二つの問題が二律背反なもの

ですから、どうしたらいいかということでは非常に

判断に迷っておるわけです。判断に迷っております

けれども、何らかの形で規制をしていかなけれ

ばならぬということが一面ありながら、規制をし

過ぎたことによつてソフトの開発というものを押

えつけていくということになつても困る。こ

の点で通産大臣と、それから電波監理官も来てお

るようでありますから、決定的なことはなかなか

お答えしにくいんじゃないかと思いますが、現状

で考えていただいているところをお答えを願いた

いと思ひます。

○中村(重)委員 議事進行。先ほどからも少し

と与党を集めるように言っているのですが、いま三

名。与党がこんな定足数を無視するようなことでは

は、委員会の審議は進められない。あと十五分程度で

相当数集まらなければ、委員会の審議はストップ

したい。

○橋口委員委員長代理 それでは議事を進めます。

○宮澤国務大臣 ただいまの御指摘の問題は、実

は政府内でもいろいろ議論がございまして、今

回は法律案を提案申し上げることを考えておりま

したが、ついに統一した見解に至らなかったわけ

でございます。

問題になりました要素は、ただいま御指摘にな

りましたような幾つかの問題でございまして、電

電公社が独占をするという場合も考えられますけ

れども、いまのわが国におけるソフトウェアの開

発状況から申しますと、すでにかなり先を走つて

おる外資系のもので、ある意味でまたかなり大き

な力を持つということも考えられます。その場合

にまた、機密がどうなるかというようなことも問

題になるだらうと思つてございまして。それと全

然別の観点から考えられますことは、いろいろな

情報がはんらんすることは、好ましくないのは一

理がございましてけれども、一つの情報で統一され

るということになりますと、かりにそれが外資で

なくわが国のものでありまして、情報が統制さ

れるという、そういう危険というものはあり得る

わけでございます。過去においてございましてか

ら。そんな観点がございまして。しかし他方で、回

線というものは道路のようなものであるから、こ

れはだれが歩いてもいいものではないかというよ

うな議論がまたございまして、結局、政府部内

で、もう少し時期を見て、時間をかけて思想統一

をしてみようではないかということで、ただいま

そういう現状におります。

○柏木政府委員 郵政省としてお答えいたします

が、オンライン情報処理データ通信と私たち申し

ておりますが、これはいわゆる第三の通信とかい

うふうにいわれておるのでございまして、電信電

話という面と比べますと、かなり違ふ要素が出て

きております。電信電話は、御承知のように公衆

電気通信法等によつて明治以来独占という形で進

んでおるのでございまして、一口に第三の通信と

申しまして、これは電信とか電話とかいう一つの

サービスではございまして、実に計算機が今

後発揮し得るいろいろな利用効果をいろいろな

サービスとしてできるわけでございます。したが

いまして、これを将来電信電話公社の独占として

行なうということは、これは実際的にはあり得な

いものでないかと思ひます。

ただ現在のところ、この情報産業の問題が国際

的にも非常にきびしい競争の場になっておるので

ございまして、私どものいまの考えをいたしまし

ては、日本電信電話公社の持つております技術力

というものも、一つの日本の情報産業の推進の力

となる意味におきまして、これを先導力と申しま

すか、ということ、ここに相当の力を入れて今

第一類第九号 商工委員会議録第十七号 昭和四十五年四月八日

一

後の開発に向かうのが適当なことではないか、これがまた外資問題に対する結局一つの解決のかぎにもなるのではないかと、いうふうな考え方をしておるわけでございます。ただいま通産大臣からも御答弁がありましたように、なかなかいろいろむずかしい問題がございまして、今後、郵政省といえども、郵政審議会におきまして、こういう問題につきましても、一そう御検討をお願いいたしたいと思っております。また政府部内として、郵政省としてできることをいろいろ検討してまいりたいと存じております。

○石川委員 これは検討中ですから、はっきりした答弁ができないでしょうけれども、ただ、上陸をしてしまつてから、独占的なもので外国からの情報網がはらんすることを防ぐということだけでは、ちょっとおかしいんじゃないか。これはやはり外資規制のほうで水ぎわでもって押えて、中に入つてしまつてから通信の独占でもって何とかこれを排除するということは当を得てない。その点だけは私ははっきりさせたほうがいいんじゃないかと思ひます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、ユーザーの寄与率というのは非常に大きいという現実から見て、これはやはり独占で規制をしていくということは賢明ではなからう、こういう判断をしております。

そのほか郵政省の關係は、異企業間の回線利用は禁止されているし、それから実は教育体制が情報化時代ではまるきり変わるのです。この場合、先生というものはどういう立場になるか、あるいは入学試験というものはどうするかという問題が出てくるのです。それから劈頭に申し上げましたように、新しい形の失業というものが生まれてくる危険性が出てきていることが指摘されております。そういう問題に対してどうするか。あるいは、ハードウェアが相当高価なものでありますだけに、キーパンチャーの職業病というものが非常に大きな問題になりますけれども、大学を出た連中でソフトウェアあるいはハードウェアに関係している者は、ノイローゼぎみの人がたくさん出て

おります。将来これは社会問題になる可能性がある。したがって、労働対策としてこれをどうするかという問題も、非常に大きな問題ではなからうかと思つてゐるのです。そういう問題については、これは全然質問の時間が足りませんので、あとまた二、三回やらしてもらいます。

きようはこれで終わります。
○橋口委員長代理 それでは、午後一時四十分から再開することとし、この際休憩いたします。
午後零時四十一分休憩

午後一時五十六分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中井徳次郎君。

○中井委員　今度のこの法案について、私は全くしろうとであります。が、原則的なことを少しお尋ねをいたしまして、それから現在使っております現状はどうであるかというふうなことをお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、その前に、ちやうどいま友だちに頼んでおきました資料ができてきましたので、ひとつ昔話を御披露して参考に供したいと思ひます。

私の昔の高等学校の先生の椎尾甫という一先生が、大学一年のときに特許をとりまして——東大であります。DC、ACのコンバーターを発明をしまして、日米間の特許をとりました。大正六、七年ころであります。その先生は数学の先生でありまして、非常にむずかしい、有名な先生でございました。それで、中井、おまえ、これ二十万円で買いにきているんだが、どうしようかいと言うから、二十万円ばかりで、先生、そんなもの売ったらあかんでという話をいたしました、それは私の高等学校の二年のときであったと思います。そのまま忘れてしまっておりまして、先生もなくなりました——椎尾甫という先生であります。椎尾弁匡という、増上寺の管長のおいであります。その先生もなくなられて十数年になります。もう

二十年以上になるかもしれません。戦争前後になくなられたわけですが、ふと、今度の情報処理振興事業協会等に関する法律案の提案理由という、これを読んでおる間に思い出しまして、あの先生ほんとに特許売らはったんだとかと——もしそれによつていまの電子計算機、これをやつ

ておるならば、ちょうど例のレーダーにおける発明のようなものでありまして、原則は日本人が発明しておつて、みんな取られてしまったなんというふうなことに、よく似ております事件でありますので、ちょっと調べてもらいましたが、コンパターではないそうです。大学一年のときにコンパターの発明、こうあります。あとで皆さんにごらんに入れますが、そういうことがありまするのをひとつ御披露申し上げまして、日本人の頭も決しておくれておるものではなかった、ただこれを利用する能力が日本には欠けておったのであります。第二次世界大戦の敗戦もその最も顯著な一つの例だと思ひますので、参考までに申し上げます。昔話を御披露いたしておきます。

さて、今度の法案ですが、私、読みまして、宮澤君が通産大臣でありますから情報処理振興事業協会等に関する法律案というものをお出しになったんで、これは出さぬよりは出したほうが、早いほうがいいわけですが、たとえば提案理由の説明を読みますと「今日のように高度に多様化し、また急速なテンポで発展している経済社会におきましては、」とこういう形があるのですけれども、情報というのは経済だけじゃなからうと私は思います。なぜここを人間社会というふうに御説明がなかったのか。経済社会とおっしゃったところに私はまずひっかかるわけでございますが、どういふことでございましたしょう

うに私も承つておるわけでございます。

それで、経済社会ということを確かに申しておりますが、おそらく——おそらくと言つてはいけません、これは私の申し上げたことですから。この情報処理振興事業協会というものが扱います情報関係の仕事が、一応私どもの頭で、ソフトウェア

アにいたしましたも、企業というものを頭に置いておりましたから、こういうところへ経済社会ということばが出たと思いますが、確かに電子計算機あるいは情報化ということは、経済だけの問題ではもちろんございません。社会全体、人間生活とでも申しますか、そのこと自身が情報化によって大きな変化をするであろうということは、予測にかたくないところでございます。ただ、提出いたしました法案自身のカバリーしております範圍というものが経済社会が中心であるということから、かように申し上げたわけでございます。

○中井委員　そういたしますと、今回お出しになったのは非常に小さい範圍、もうちょっと小さな範圍の法案をお出しになったのである。午前中石川君から質問もありましたし、また前田さんからも御質問がありました。こういうものは、すべからく内閣直屬の機關でもつくって、総理府がやるのかどこがやるのか知りませんが、やるべきであるというふうに、私はその点では、石川君あるいは前田君の意見、それに対する大臣の御答弁、十分とは申しませんけれども、けっこうだと思つてございます。とにかく全然とうしろが質問するのですから、とんちんかんなことをお聞きするかもしれませんけれども、インフレーション・インダストリーというのですか、情報産業というのは、どういうんでございますか、英語では。

○宮澤國務大臣　どうも私もすっかりしたことを申し上げられませんが、外国の書きものを読みますと、ナレッジ・インダストリーと書いてある場合と、インフォメーション・インダストリーと書いてある場合と、両方あるように考えます。

○中井委員

ナレッジであらうとインフォメーションであらうと、情報と訳する。だが訳したんですか、一体。日本人は近ごろ非常に軽率でありまして、この間、平壤へ飛んでいった飛行機でも、途中で金浦へおとりたり、何かすべてが軽率です。このナレッジであり、特にインフォメーションを情報と訳するとは何ごとですか。いまの私も日本語で情報といえば、佐藤さんは四選するかどうかどうだろうかとか、宮澤さんは企画庁長官、これが一番適任だろうとかいうのが情報であって、いまわれわれが扱っているやつはそうでなく事実でしょう。日本人人間が何人おるかはきちんときまつたことであって、情報じゃないと思ふんだな。報道というならまだましですけども。これは知らせるということ。私はこの情報というものは改めてもらいたい。いまのこんな小さなやつはいかもしれません。あなたがおいしになるような、やったやつはいかもしれません。が、将来にわたってはおかしい。いまやっているのは、要するに銀行においては事務処理、電子事務処理機関じやありませんか。これは、翻訳が情報産業という、まことにすばらしく、しかもインテリゲンチでございさすというふうな、実際何か印象を受けるのであります。これはどうですか。あなたはほんとうにもう語学の天才でいらつしやるんだから、その辺のところ、率直にひとつ閣議あたりで問題を提起していただいて——情報処理ということばは、これはマクナマラ氏が国防長官のときに、北ベトナムと南ベトナムの戦争だとか、そういうものとか何かごちゃごちゃになつてゐるんじゃないか。皆さんじゃありませんよ。日本に報道する機関だとか、マスコミだとか。この間のあの騒ぎ方を見てごらん下さい。たつた百人ばかりの人が——それは乗っ取り事件です。重大な事件でありますけれども、全国民が四日間、そのほかのことを忘れてしもうて大騒ぎをしてゐる。それは戦後の事件でありますけれども、もっともつとつと深いところからものとを始めて、基本的なところからものと

始めてもらふ必要があるんじゃないか。何でもいから急いでやつてしまえというんじゃないで、翻訳一つでも私は憲法と訳した人はいへんえらと思つてゐる。それから共産党という翻訳があります。いま中国でも使つておられます。中国共産党、あれは日本人が訳して中国へ渡つていったことばです。だから、そういうふうな、せめてちょっと品のいいことばに翻訳してもらいたい。情報産業というの、どうも奥に人をばかにしたようなことばでなからうか。商売人にはいいかもしれません。景気がいいような話ですから。

しかし、これからお尋ねいたしますが、私はきょう各省のお役人に来てもらつております。どんな仕事をなさつておるかお尋ねしたいのですけれども、その前提条件としてとばけたことを申し上げます。まことにとばけたようなことを申し上げます。が、いまのような翻訳。これはどうでしょう。この法案はとにかくとして、将来、けさのお話では、基本法というふうなものを、こういふことで皆さんも賛成をなさつておるような、自民党の方もそういうお顔色だと私は拝見しておるわけですから。私も基本法は賛成でございます。もつときちんとしたものを。それに際して、情報ということばはほんたうの御意見を伺つておきたい。か。ひとつ、そちらのほうのベテランでいらつしやるあなたのほうの御意見を伺つておきたい。

○宮澤国務大臣

浅学でございます。もちろん十分にお答えができませんけれども、人間の営む経済というものが三つの要素からなつておるといふふうに一般に考えられておると思つてゐます。それは、物質とエネルギーと、その次の、それをかりに情報と呼びたいと思つてゐますが、原始農業の段階においては、物質、これは土地であると思つてゐますが、エネルギーというのは人間の労働力であつたと思つてゐます。この場合には、情報というものはほとんど入る余地がないと思つてゐます。せいぜい天候に関するところ、気温に関するところ、あるところ、それは売り買いするような種類の

情報ではなかつたと思つてゐます。工業社会になりまして、物質、エネルギー、両方ともあるわけでございますけれども、たとえばデザインといったようなものがございまして。このデザインといったようなものは、物質でもエネルギーでもございませんで、人間の頭脳から生まれた一つの何かであると思つてゐる。考えることができるのではないかと思つてゐます。デザイン——色もそうであると思つてゐます。ところで、高度工業化社会になりまして、物質が合成されるようになりまして。したがって、物質の相対的な価値というものはだいぶ低下してきて、それから、原子力等によりまして、エネルギーがこれからますます安くなつていくと思つてゐます。で、エネルギーの相対的な価値も下がつてきて、残つたものの相対的な価値が上つて上つてはるはずである、また上がりつあると思つてゐるわけですが、それをまあアイデアと呼びますか、情報と呼びますか、知識と呼びますか、そういうふうなもの、大きなウエートを占める社会を何と呼ぶかというふうなことから、まあいけば情報というふうなことがあらわれたと思つてゐますが、わが国の場合、このことが初めて使われたのをいましてみますと、情報処理学会というものが、これは昭和三十五年ごろだと思つてゐますが、そのときのことばはデータ・プログラミングといふと、これは電子計算機の世界では非常に狭いことになつてしまつて、やはりいまかりに情報と呼んでおられますものは、ただいま申し上げましたように、人間の頭脳から生まれる、物質でもエネルギーでもない何か、アイデアでありますか、ナレッジでありますか、あるいはインフォメーションでありますか、そういうものの部分を——情報化社会とは、そういうものが社会の中で従来よりもかなり大きなウエートを占めるようになつて、そういう社会をいうのではないかと考へておるのでございます。

確かに、わが国のことばで情報といふのは、どうも従来のことばそのものの持つておる意味合いがございまして、何か必ずしも十分でない、私もそういう感じは持つております。今回の法律案も、やむを得ず、そういう最近使われ出したことばを使つていただいたわけでございますけれども、もつといい、しつくりいふことばがございまして、それはまた御教示を仰ぎたいと思つてゐますし、確かに、その辺何か一つなじまないものがあることは事実だと思つてゐます。

○中井委員

いろいろと詳しい、各種の面にわたるお話等ございましてなにごさいます。結局、情報といふのは何のことやらよくわからぬ、まあしかし世間が使つておるからそうなる。そうすると将来とも、もつといいことばがあらうと。——私も何もこたわつてゐるわけじゃないのです。どうもしかし情報という、私があなたよりも年上だから、何か戦時中のことなども頭にありまして、確度AだとかBだとか、スパイみたいな、情報といつたらスパイと、こうなるのだな。そういうふうなことを連想する。あるいは連想する私が古いのかもしれません。古いのかもしませんが、どうも情といふは情けという字で、情報といふのは報じることばで、しかしこれは確実なことですからね。調査をした結果は、客観的に非常に確実性のある——哲學的な表現を使ひますけれども、確実なデータなんだから、絶対に間違ひのないことなんだ、いわゆる情報という怪しげなものではないのだからね。そういう日本語の表現とどうも食い違ひがある。ひとつ政府におかれても、その辺のところ、基本法を出されるまでによく研究をしてもらいたい。知的事務という表現もできないわけではない。あるいは電子事務処理といふことばも悪いわけではない。とにかく情報といふのは、確実性という意味におきましてどうも私にはいただけない。それで簡単にわかつたやつでしまつて、それで読んでみますと、おたくは今度の予算に二億圓ばかり出してしまつて何かのお世話をなさるようですが、どうですか、こんなもの。——いま大蔵省の方ですか。大蔵省の原田君か、吉田君か。銀行局は大蔵省の所管だと

と思いますが、一番先にいまの処理機関を入れた銀行はどこですか。そして、それはどういうルートで、どうして運営をされておるか、ちょっと簡単に説明を願いたいと思います。

○吉田説明員 お答えさせていただきます。

一番最初に入れた銀行につきましては、私ちょっと正確なところを存じておりませんが、

○中井委員 そんなことがわからないのか。何しているのだ。

○吉田説明員 いずれ調べまして、すぐお答えいたします。

○中井委員 そういふのんきなことではないけれども、たとえばニューヨークの支店とかワシントンの支店とか、そういうものともちゃんとやっているのだからと思うのだが、そのルートはどういうルートでやっておりますか。これは御存じだろうか、と思います。

○吉田説明員 一番最初入れた銀行が、どういふふうにして手に入れたかということについては、できるだけ早く調べましてお答えさせていただきます。

○中井委員 いま聞いたのは、どういうルートでやっておるか。たとえば国際電報のルートを使っておるか、アメリカにおいてはどういうルートであるのか、それを聞かせてもらいたい。

○吉田説明員 どういうルートでやっておりますか。申しますか、現在銀行にかなりたくさん入っておりますので、銀行で六十八行、相互銀行で三十三行、信用金庫で九十九金庫というふうな状況で、一般化されつつあるわけでございます。

したがういふことか、もう一回伺わせたいただければいいと思います。

○中井委員 では、もう一ぺん申しましょう。外国の支店とやっております銀行ですね。第一銀行だとか、住友銀行だとか、三井、三菱だとか、そういう銀行はどういうルートでやっておりますのか。これをお尋ねいたします。

が、国内の銀行ではありません。国内同士ではありません。それをお尋ねします。外国支店との間はどうやっておるか。

○吉田説明員 外国と日本の支店との間の電子計算機の関係はないように承知しております。

○中井委員 そうしますと、毎日みな電報でやっているのですか。

○吉田説明員 電信あるいは国際電話を使っております。

○中井委員 国際電話は、両方とつなぎ合わせて、とんとんとんとやっておりますの違うのですか。

○吉田説明員 おそらく送金とか為替の情報という御質問の御趣旨かと存じますが、そういうことでございます。通常の国際電信を使っております。

○中井委員 どうもはつきりしませんから、吉田さんですか、あとでけっこうですから、これはひとつ現状はどうなっておりますかという資料を出してください。一番先にやられたのはどこだということでありまして。私はきょうはごく大ざっぱに現状を知りたかったのでお尋ねをしているわけですが、その現状ももう少し具体的なもので、ちょっと質問する私が弱々ちやうどしているのですが、そこで大臣もおられますから、大臣のものをだけ先に進みましょう。

ソフトウエアというのはどういうことですか。私もどうもよくわからない。ハードウエアとソフトウエア、ハードウエアというのが機械だろと思うのですが、ソフトウエアというのは、それをどういふふうに使っているのがソフトウエアであるのか。キーパンチャーをたたいたりするのがソフトウエア——どういふことでありますか、ちょっと説明願いたい。

○宮澤国務大臣 この法律をちょっと離れて申し上げるべきだと思っております。ことばの範囲が一般的にはもう少し広いと思っております。電子計算機の本体部分が開発されました。最初、比較的単純な仕事に使っておった、いわば事

後処理のことに使っておったと思えますけれども、その電子計算機も、一代、二代、三代と幾つかゼネレーションがございまして、だんだんインテグレートドサーキットなどができてまいりますと、新しいゼネレーションの電子計算機になります。そういういたしますと、容量も大きくなりまして、処理速度も早くなつてまいりました。それと同時に、時を同じくして、この電子計算機をもっと複雑なことに使うことができるというところに多くの人は気がつき始めたわけでござい

ます。そこで、御承知のようにいろいろなシステムができてきてまして、フォートランというのがや

はりその一つと思えますけれども、だんだんシステムのはうも複雑になってまいりました。一般に電子計算機を使うためのプログラムをソフトウエアというふうに普通申しますが、この法律案などでもそう考へておるわけですが、広い意味で申しますと、本体以外の、ハードウエア以外のものはすべてソフトウエアであるというふうに解釈されておると思ひますので、そういう意味では、人を

ウエアというのはいけなないけれども、人をも、プログラマーにしても、システムアナリストにしても、あるいはキーパンチャーにしても、ハードウエアを動かすためのものという意味で、広い意味でソフトウエアというふうに使われておると思ひます。この法律案では、しかしプログラムの部分をソフトウエアというふうに定義しておるわけでございます。

○中井委員 大体私も大臣がわかつておる程度しかわかりませんので、いいです。

そこで、米国の格差がますます拡大しているのが現状であります。現状はそうでしょうが、将来の見通しはいかですか。私は、こんなのは一

べんに追いつく、こう思っておりますので、くれども、どうでしょう。

○宮澤国務大臣 私はハードウエアが追いつくと

は——まだ追いついておりませんが、大型のものを除きましては、いいところまで来るのにほぼ十年、十二、三年かかる。しかし大型のものは、需

要との関係もございまして、まだでござい

ますが、一般にソフトウエアにつきましても、やはり十年ぐらいのおくれがあるというふうにい

わけておるように思ひます。それは、先ほども申し上げましたが、ことにアメリカの場合、宇宙開発あるいは軍事的な理由等の現実の必要がござい

まして、巨大な資本を投下して民間のソフトウエアの企業を育てました。そういうことがございま

したので非常に進んだし、また、巨大企業がそ

うやって開発しましたソフトウエアを、シミュレーションばかりじゃなしに、実地にアポロとかなんとかいうもので、あるいは軍の演習等を使うことができたから、改善もまたされやすかつたというふうになるわけでございます。それに比べて、わが国のソフトウエアというのは、まだほとんどソフトウエア産業らしいものはございせんわけですが、それは一つには、先ほども申し上げましたが、ソフトウエアというものが値打ちがあつてないようなものでございまして、企業として育たない。アメリカの場合のように、一方的な補助金がございましたら育ちますが、日本ではそうでございせんから、企業として育たないというところ、したがって、そういう企業がございせんから、その企業に行つて働こうという人間が育たない、そのための教育も行なわれなかつた、こういうことであると思ひます。

そこで、ただいま日米を比較いたしました一番劣つておるところは、おそらくソフトウエアの部分については人間だと思ひます。キーパンチャー程度でございしたら、これはそうむづかしいとは思ひませんが、プログラマーにいたしましたら、これは日米の人口割りにいたしましたら、圧倒的にわが国が少のうございまして、それはもとよりそのための学校教育がおくれたからでございまして、学校教育がおくれたのは、最終的にそのような人材が活用される場がなかつたからであると思ひます。そういうことを考へていきますと、過去十年のおくれはこれから十年からなければ取り返せ

ないとは思いませんけれども、教育の部分というのはやはり一定の年限が要するということが明らかでございますから、企業の側も育ちますのに時間がかかりますが、そこで働きます人、そういう教育を実は今度教える人等々から育てていくということになりますと、やはり相当の日時がかかるというふうには私は考えております。

○中井委員 だから、基本的な産業に対する政府の考えが早急に発揮されねばならぬ、そのためにはもっと近い機会に基本法が出されねばならぬと私は思うのであります。

大蔵省の方は何か御用事があるそうですから、吉田さんと原田さん。原田さんは国税庁ですか、私は、国税庁の現在の税の収入状況その他——将来は翌日にはみんな前の日のものはわかるというふうになると思っております。そういうことを聞き取ったのだけれども、ほかにもたくさん出ておられますし、あなたはきょう昼からどこかで説明をするというお話でございますから、けっこうでございます。どうぞお帰りください。ただ吉田さんには、先ほどのようなことではどうもなりませんぞ、銀行局。ですから、これは後日私がもう一度質問するときは、後日ひとつ詳細に御説明をお願いしたい。現状どうなっておるか、これもお願いをいたしまして、どうぞお引き取りただいてけっこうでございます。

○吉田説明員 御説明が不十分で申しわけございません。ただ先生の御質問が、現在、銀行、信用金庫あるいは相互銀行にどういうふうなコンピュータが使われているかという御趣旨でございますれば、ただいま計数なども持っておりますので、ここでお答えさせていただきますかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○中井委員 地方銀行や信用金庫のことは私はよく知っております。問題は、外国支店を持つている大銀行というふうな、大銀行の内情を知りたかったわけです。どんな線度でどういっているかということをお聞きしたわけですから、あとで

ひとつ詳細御返事ください。お願いをいたします。

それから次に、文部省の村山大学学術局長が急ぎのようですから、お尋ねいたします。

いままは通産大臣にお尋ねしましたように、十年も前から、五年くらいでできるじゃないか、こう言うて、きょうは実は文部省からもその辺のよくわかる人に来てもらってこれと言った、職業教育課長と技術教育課長とかいうキーパーソンがいろいろの人が来まして。それでまあ村山さんに、特に恐縮ですがお越しいただいたのだ。が、こういうものについて文部省は一体何をしているんだというんだ。これは技術じゃありませんよ。事務ですよ。いわゆる技術屋にまかしておいて、いいということじゃありません。法科、経済の諸君が一生懸命やらなければいかぬ、将来は。ですから、そんなものをほっておいて、ぼやぼやしていてもらってはだめなわけだ。大学騒動もあつたから、それは少々おくれおるのもやむを得ないかもしれませんが、これは将来そういう意味において、いま企業の話が出ておりますが、企業の指導者たる者、社長以下首脳部、管理部門、こういう人がみんなこの原則をちゃんと踏まえて、そして大学を出るということでないといけません。御見解を伺っておきたい。

○村山(松)政府委員 御説明申し上げます。

文部省は教育、学術、文化を所掌いたしておりますので、この情報処理の問題も、教育及び学術の振興という観点から従来関心を持って施策を講じてまいりました。昨年あたりからこの問題が急がれてまいりましたので、文部省としては施策を立てる前に、関係の学識経験者の協力を求めて指針を御検討願いました。

一つは高等教育関係でございます。これは情報処理教育に関する会議ということで、関係の大学の方あるいは団体、学界の方に御協力を求めまして、青山学院大学の山内教授を座長といたしまして御討議願ひ、昨年の七月に中間報告をちょう

だいたいたしました。

もう一つは、高等学校以下の教育の面につきましては、理科教育及び産業教育審議会という諮問機関がございます。ここで御審議を願ひまして、これも昨年の暮れに建議をちょうだいいたしました。この線に沿ひましてできるだけの施策を講じてまいっております。

概略いたしまして四つの点がございまして、一つは情報科学の振興という観点でございます。これは主として大学あるいは大学院、研究所のレベルでございます。ここで、たとえば科学研究費でこういう特定の分野に特定の経費をつぎ込む、それから関係の研究施設などを拡充するというような施策を講じてまいっております。

それから第二は、このための教育、人材養成という観点でございます。この点につきましては、直接的には、こういう関係の大学、あるいは短期大学、高等専門学校学校の学科をつくる。あるいは関連の学科においてこれらのことに関する教育をするということでございます。これにつきましても、従来もたとえば、計数工学科でございますとか、電子工学科でございますとか、こういうところでやっておりますが、これからはもう少しそれと目的を立てて進行したいということで、たとえば昭和四十五年度の予算におきましては、大学の学科を五つ、短期大学の学科を一つ、高等専門学校学校の学科を二つ増設を予定いたしております。また高等専門学校以下につきましては、審議会の建議に基づきまして、これは文部省で教育課程につきましても学習指導要領などをつくる責任と権限がございまして、こういう面から必要な教育課程、設備の充実をはかってまいっております。

それから、これらの教育に従事する教員の知識を増さなければならぬので、高等専門学校校あるいは高等学校の教員を対象としまして、講習会あるいは内地研修による再教育などを計画しております。高等専門学校関係につきましては、都道府県に情報処理教育のセンターをつくるというような試みに入っております。また、これらの教育を

やりますためには、設備の充実が非常に必要でございます。

この点につきましては、すでに従来大学については、大型電子計算機をブロック別にセンターとしてつくるという計画を進めておりまして、すでに東北大学、東京大学、それから京都大学、大阪大学並びに九州大学では、大型計算機のセンターをつくっております。さらに現在、北海道大学及び名古屋大学に同様のものをつくる計画が進行中であります。それから中型、小型の電子計算機は、でき得れば理工系の学科には全部持ちたい。それから、近代経済学をやっております経済学部などにも設置したいということで、現在、国立大学ではすでに百台以上。それから公立大学につきましても、七十台程度の電子計算機が入っております。それから高等専門学校につきましても、四十五年度から設置の計画に入っております。高等専門学校以下につきましても、必要に応じて充実することを考えております。

このように、大学から高等専門学校に至るまで、教育課程、学科あるいは設備の充実、教員の再教育といったような施策を進めておるわけであります。

それから第三の観点は、こういう情報処理教育というふうなやり方を教育方法に導入いたしまして、これは大学から下は初等中等教育に至るまで、いわゆる教育工学的な方法を開発、導入して、教育効果の一層の向上をはかるということ、これまた研修会、講習会等を、これは学校関係のみならず、たとえばOEC Dでありますとか、東南アジア諸国とか、そういう国際的な協力体制も含めて努力をいたしております。

それから第四は、まあつけたてでありますけれども、教育行政も、こういう情報処理方法を導入することによって効率化をはかるために、文部省でも、これは各省共通でありますけれども、統計事務等には電子計算機を導入して、適時的確な情報を提供するようにつとめておりますし、また、文部省の所轄研究所として統計数理研究所というのがありますが、ここではすでに中型の電子計算

機を入れたまは情報処理の科学的研究をやっております、また若干行政にもサービスしておるわけであり、また若年鑑というのをごいいますけれども、これによりまして、東大でいま使っておるところの電子計算機その他のいわゆるハードウェアであり、電子計算機そのもののいわゆるソフトウェアであるのかがどうか。その辺、私、わからないのです。OKITAC、HITAC、TOSBAC、FACOM、IBM、HIPAC、NEACといふようなぐあいに全部メーカーが違つておるのですけれども、これはどうしてわざとメーカーを違えたのか。付属のいろいろな研究所、たとえば地震研究所でも使つておられますが、これはIBMも使つておられます。宇宙航空研究所においてはHITACを使つておられます。それから鹿児島県の宇宙空間観測所においてはNEACを使つておられるというぐあいに、みんな別々のメーカーのものを使つておられるけれども、これはどういうわけですか。

○村山(松)政府委員 東大の大型電子計算機は、初期の段階では実は自力で開発を計画いたしました。これはもちろん自力で申しましたが、業者ももちろん協力するわけでありまして、自力開発によつてまずもって最初の大型電子計算機を設置いたしました。それからその次の段階は、やはり業者に発注いたしました。東京大学の計画のもとに整備をしたわけでありまして、実は業者の名前をいま記憶しておりませんので、直ちに調べまして御報告申し上げます。

○中井委員 ちょっと金額を聞かしてもらいたい。○村山(松)政府委員 大学の場合は、一ぺんに仕様をきめて発注して直ちに納入するといふことではなしに、まず本体を入れる、それから関連のいろいろな仕組を大学自体もくふうしながらだんだん増強してまいりますので、一休当りの金額が幾らというのを正確に申し上げかねるわけでありまして、年間のレンタル料が少なくとも一億五千万以上だと記憶しております。

○松平委員 ちょっと関連質問させてもらいたい。○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○松平委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○赤澤政府委員 日本における電子計算機の製作と申しますか、製造は昭和三十二年から始めておるわけでありまして、いづれもIBMの基本特許制にやはりひつかつておるものでございまして、そういう意味で、コンピュータ六社がそれぞれIBMにロイヤルティを支払つておられるわけですが、その金額が幾らかということについては、実はあまり詳細にわかつておりません。ただ何十億というふうな相当な金額であることは間違いないと思つております。

○中井委員 これを今後とも何年間も払うていくというふうなことはないと申すし、日本におきましても、先ほどからソフトウェアの話がありましたが、ハードのほうは相当進んでおると思つております。そういう意味で、きょう電電公社からどなたか見えておりますから、電電公社の研究しておる関係の方に現状をひとつ詳細に話してもらいたい。どれくらいの自信があるのか。私は先ほど通産大臣にお伺いしましたが、通産大臣は非常に謙虚に十年はかかると申すけれども、できるだけそれを短縮したいというお気持ちを率直に述べられました。私、非常にまじめな御答弁だと思つておりますが、ハードウェアのほうはもっと早く何とかやれそうなのではないかと思つて、あわせて電電公社の関係の皆さんの意見をここで何つておきたいと思つております。

○庄司説明員 お答えいたします。電電公社でたゞいま研究しておりますのはDIPSといひまして、これも和洋折衷の名前が何かありますが、電電公社のインフォメーション・プロセッシング・システムということで、DIPSという名前がコンピュータをメーカーさんと一

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

○中井委員 大学における適用業務ですけれども、研究用として使うのは、私はそれともいふ思ふ。だけれども、その中には人事管理とか学内事務処理とか、そういうものもあるわけなんです。あるいはいわゆる研究の実習用のものもございいます。あるいは技術計算というふうなものもあるわけなけれども、お伺いしたいのは、こういういろいろなものを使つておられるというの、わざと

○村山(松)政府委員 大学の大型電子計算機は、単に機械を使う以外に、大学としても、機械の性能その他につきましても、研究的に取り扱つてまいります関係もありまして、一定の規格のものを一斉に導入するという目的ではなくして、やはり当該大学がどういう目的に使うかという使用目的や、研究者の研究の方向と合わせて業者を選定するようでありまして、そこで、御指摘のように大学により、あるいは大学の中でも施設ごとに業者が一定しないという結果になるのではないかと思います。

緒に研究しておりまして、大体基本的な考え方のDIPS-0という形はこの見当でござりましたので、その次の段階のDIPS-1という形のものをご検討いただければと詰めておるときであります。やはりそれを目標といたします。ところが、現在国産で汎用にされておるコンピュータの一番大きいものの大体三倍見当という考え方で、これはまた、通産省の大型プロジェクトのスピードとか容量に比べますと半分くらいでござりますが、汎用のできるだけ標準化をはかったオンラインのタイムシェアリング用のコンピュータとして早くつくりたいということで、一応の目標といたしましては、四十七年から四十八年くらいに現場試験をしたいというふうに考えております。

○中井委員 四十七年から四十八年という二年ない三年ですが、これはオンラインの施設ですね。いまのやつはオフラインというか、それが多いようで、そんな小さなものでは役に立たぬので、将来はほとんどオンラインにならないといかぬと私は思うのですが、その辺の意見も含めてお尋ねいたします。

○庄司説明員 オンラインでござります。公社でやりますデータ通信の場合すべてオンラインであります。

○中井委員 文部省の方もお急ぎのようですからお帰りになつてつけこうですけれども、ちょっと申し上げておきます。

先ほどの御答弁は、なかなか詳細にわたりましたけれども、残念なことには、たとえば専門学校とか、最近町にはらんしてある私立の電子計算機何とか学校とか、そういうものが一ぱいあって、昔の電気通信でいえばオペレーター養成くらいなところではないかと思うのですが、もっと基本的な最高のレベルにおける学問の中においても正式科目の中に入れるべきであるというふうな意見を私は持っておりますが、その点について最後に一点だけお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 先ほど御説明申し上げまし

たのは、学校教育法の一学校範囲内で申し上げたわけでありまして、それ以外に御指摘の各種学校がござります。各種学校の中で、もっぱらこの情報処理ということで教育目的を掲げておりますのが約二十校程度あるようでありまして、そのほかに、各種学校にも至らない施設が五十校くらいあるようであります。これらにつきましては、確かに御指摘のようなことであります。しかし、これも必要なものと考えております。

なお、大学等において本格的な教育研究をすべきであるという御指摘はまさにそのとおりでありまして、その方向で文部省も関係大学も努力してまいりて、大学は七割程度が大体情報処理に関する何らかの講座、科目を設けております。そういうことで、この問題を特に目的として掲げておるものは、大ざっぱに申し上げまして百五十学科程度であります。

それから根本的には、こういう情報処理科学そのものがどういふものであるかという根本的な研究が必要なのであります。そういう点につきましては、四十五年度、先ほど御説明申し上げました新設を計画しております研究施設の中で、東京大学理学部に情報科学研究施設というのを設けます。これは情報基礎理論ということで、高橋教授が中心になつて根本的な理論上の検討をいたします。それからまた、ソフトウェアにつきましては、東北大学工学部に応用情報学研究施設というのを設けます。これは大泉教授を中心としたものであります。それから東京大学工学部にオンライン実験センターという施設を設けます。これは森口教授が中心になりまして、オンラインの実験というところをもっと根本的にやろうということと、関係大学では、そういう根本的な理論上の検討から実際の人材の養成まで、できるものはできるだけやろうという気がまえてあることだけを御説明申し上げます。

○中井委員 冒頭に私が申し上げましたように、

この情報ということばが気に食わぬのだ。大学がやっておるのに情報情報といっているが、おかしなことで、知的何だとか、あるいは電子事務処理だとか、そういうことばにすべきであつて、スパイ養成所ではあるまいし、ほんとうに情報の情という字に特に私はひっかかります。そういうことはほんとうに情けない。どうしてリッジとかインフォメーションと英語で表現されておるのにあえて情報といふのか。これは一大臣の責任ではない。大学のあつて者教授たちのつけた名前か何か知らぬが、けしからぬと思ひますので、機会があつたらひとつ文部省あたりからいい名前の案を考えてもらいたい。これは冒頭申し上げておる。あとはここにこの入りになる前の話であつたかもしれないが、これを要望いたしておきます。

それから、いま郵政大臣が来られたので、だれか関連質問をした人が一人待つておるそうですから、ひとつどうぞ。

○松平委員 これは、郵政大臣、二、三十分の時間があるというから、ちよつと……私もしろろとでちよつともわからぬし、郵政大臣もしろろとでわからぬと思ひます。お互いに、しろろとはしろろと同士で、また違つた感覚からこれを判断するのもしろろと思ひます。そういう意味でひとつお答え願ひたいと思ひます。

ソフトウェアの開発というところで、今度法案が出されておるわけでありまして、このソフトウェアの開発というところには、いわゆる環境の整備、これが伴わなければ画龍点睛を欠くことはもちろんであります。同時に並行的にいゆる環境的なものも整備をせなくちゃならぬということとは、これは産業構造審議会の情報部会の答申の中に詳しく書かれておるわけでありまして、答申されておるわけでありまして。

さて、その答申の中で、政府のとるべき施策の一つとしてありますことを主として指摘しておきたいことは、いわゆる遠隔情報処理の発展のための基盤の整備をはかれ、こういうことを言つておるわけなんです。ところが、今日わが国には遺

憾ながら、遠隔情報処理という、こういうシステムはほとんどないと言つてもいいわけなんです。特殊の例を除いてはほとんどござりません。アメリカでは、大体今後五年間ぐらゐに、アメリカ全体に設置されるコンピュータの五〇%ぐらゐが遠隔情報処理を行なうということが予想されておる。ところが日本では、今日ほとんど遠隔情報処理の機能は果たしておらない。そこで、一体どういふわけかとすると、これは電電公社の通信回線を用いてのサービスなんだが、これがどうも、いまの制度のもとにおいては独占事業になつておりますから、遠隔情報処理のこの基盤整備のためにぐあいが悪いのじゃないか、まあこういうことが言われておるわけなんです。これが一つの原因だと言われておる。

そこで、先般、郵政審議会ですか、昨年の十一月に郵政審議会が答申が出されておるが、この答申の中にもこの問題について触れておつて、そして将来前向きに検討しなげやならぬということをおつておるわけなんです。そこで、一体、郵政当局はこの問題について現在どういふ態度をとつておるのか、あるいは将来どういふ態度をとろうとしておるのか、そのことをまず伺つておきたい。

○井出國務大臣 お答えいたします。

松平さんただいま御指摘のように、昨年の十一月、郵政審議会の答申をいたしておるのをごさいます。そこで、鋭意この線に沿つて、答申の趣旨に基づいての対策を講ずべく、その一つの方法として公衆電気通信法の改正の問題に取りかつたわけでありまして。実は、現在のところは二応公社の独占、これは電話とか通信とかいふものの本質上そういうことに相なつておるのであります。ただ公社の行なう試行サービスとしては、現在地方銀行協会であるとかいろいろの例がございまして、それには事欠かないように対処しておるはずでございまして。そこで、この法律の改正によりまして、より開放という方向に踏み切らう、こういう姿勢でおるのをごさいます。ただ、今回三月二十日をめどにして法律を完備せ

はりの使用料というものは、距離によって料金がきまつてゐるのではない。何か行政単位によってきまつてゐるようなことであつて、いわゆる国鉄みたいな切符がキロによってきまつてゐるようなことではない。そこらに料金体系が封鎖的なものがあるのではない。やはり情報化産業というものを育成強化していく上において、これが非常にまず料金体系になつてゐるのではない。これはおたくで考へるということを言つて、それで別個に考へておられるけれども、別個に考へてみたところで、向こうはきまつておられるけれども電話のほうは同じだということになると、これはおかしいシステムがそこできつていくのではない。そうだとすると電話のほうも考へて、いまのような電話料金のきめ方というものは、明治時代のきめ方なもので、もっと近代的なきめ方にしなければいかぬというふうに私は考へておられるけれども、その点を聞きまして私の質問を終わります。

○武田説明員 料金についての御意見でございますが、いまおっしゃいましたように、私どもの現在の料金が、加入区域の中は市内通話、それ以外に市外通話ということございまして、市内通話と市外通話との間に大きな格差がございまして、一般に生活圏、社会圏の広域化あるいは都市の連続化等に伴ひまして、現在の料金体系が古くなつておることは確かでございます。したがって、まして市内通話、市外通話の格差を是正して、そして広域化あるいは情報化社会に対応するような料金体系に改めていきたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○井出國務大臣 先ほどの御質問の点を、本省のほうへいま問ひ合はして調べさせました。現在では貯金局でも保険局でも、EDPシステムの中心部分は日本製コンピュータを使用いたしております。保険局は日本電気、貯金局は東芝でございます。ただ、せん孔機、この機械がやはり一部IBMのものが使われておる、こういう回答がございました。

うので、もう時間がないのでまことに残念だけれども、あなたはさっきの答弁で、将来データ通信省みたいなことを考へておられることをちよつと言われたが、考へていらっしゃるのですか、どういふのですか。データ通信の何をしようというのですか。

○井出國務大臣 いいえ、そういうことを申し上げた覚えはございません。今後データ通信というものが非常に重要な大きな分量になつてまいりますから、法律の中に一章——チャプターです。これを設ける、こういうことでございまして。

○中井委員 わかりました。先ほどから私が、情報通信ということばは正しくないという議論を通じて、産大臣にも盛んにしておるのです。ですからあなたも、ひとつよく覚えておいてください。英語でインフォーマーション、ナレッジ。情報と違うんだ。データ通信は、これはまだましや。

それで、松平君がいま料金のことを聞きまして、これがまことに変則的な料金がいまやられておる。たとえば東京から横浜に電話をかける場合に、途中に都市がなければ、東京と横浜間は四十キロです。非常に安いです。ところが途中に川崎という局があると、急に高くなるのです。直通でしたら六十キロまでは安いです。大阪と神戸ですと非常に安いのです。途中で尼崎、西宮がある。と急に高くなるのです。東京と八王子の間は立川があるから高い。そういう局が六百二十五ばかりあるのです。この前料金アップのときにいぶん議論をいたしました。私はやかましゅう言いましたので、多少修正したんです。多少修正した、根本な修正をしておらぬ。ここに私は官僚的なものを見るのでございまして、これは皆さんに——皆さんの部下たちのことです。下から積み上げていく連中のもの考へ方の問題ですが、たとえば、自分でかつて日本全国を場所をきめて北海道は〇一、東北は〇二、こういうふうなまダイヤルでもってやっております。あれなんかでも、必ずしも合理的ではないのです。名古屋は〇五二、大阪は〇六ですか。というふうに分

けて、全国電話通信をやっているわけですが、もっとも基本的な考へていつて、そしてデータその他がうんとふえてくるのですから、時間的制約も見て——いま私などはじょうずに電話を使つてゐます、専門屋ですから。郷里から東京へ出てきたら、うちに電話をかけて、いま着いたよといつてがちゃんとおもしろい、これは七円といつてます。ぐずぐず話をしているともう二千円くらい取られる。ですからこのデータ通信でも、これは使ひようによつては非常に安くいける。一秒間の何千分の一で数字が動くのですから非常に安くいける。

あなたは退席なさるから申し上げるのですが、そういう章を設けられまうときには、これをよく考へてもらいたい。各県の所在地というふうなものから、たとえば毎日定期的に連絡をする。非常に経費が安く出張せぬでもよろしいし、簡単にいく。これは中央に集めておく。

ただ一つ心配は、一カ所に集中するということ。天災などの場合にどういふものであろうか。たとえば銀行の預金通帳とかいったもの、そういったものが、そこに一つ何かの事件で破壊されたらお手あげであるという形においては非常に危険でありますから、その対策も講じておられると思ひます。思ひますが、その辺のところをなお十分であるか不十分であるか、もう一度念を押しておきまして、あなたに対する質問をこれで終わります。

○井出國務大臣 電話料金について先ほど松平さんは封鎖的というおことばを使われた。いままた中井さんは官僚的とおっしゃる。これは電電公社もよく聞いておいてもらいたいのですが、これはいづれデータ通信を合わせて料金体系というものを再吟味して見る機会があるであらうと思ひます。そういう際に十分検討をいたす所存でございます。

なお、後段に言われました、万が一災害でも来たときに、あまり集中化しておくことはいかかなものかという御所論、これは私、中井さんから前

にも何ったことがあるのです。その辺もひとつ十分研究の対象にいたしたい、かようにお答えいたしました。これでひとつお許しを願ひたいと思ひます。

○中井委員 それでは、だいたい皆さん来ていただきましたので、まず警察庁の方にお尋ねをいたします。

警察庁も電子計算機のようなものをお使いになつておられるのですが、現状はどの程度の運用をなさつておられるのでありますか、それをまず伺つてみたいと思ひます。

○渡部説明員 お答え申し上げます。

警察庁で電子計算機を使つております業務の内容を申し上げたいかと存じますが、現在、照会事務と統計事務と二通りの仕事をしております。照会事務につきましては、犯罪で盗まれたりした品物でございまして、贓品の照会が一つございまして、二番目に狼狽の登録の照会事務を行なつております。三番目に運転者管理センター、運転者に関する違反の記録を保管しておきまして照会に應ずる業務でございまして、照会事務の最後に四番目といたしまして、犯罪の手口の資料を電算機に入れて各県警察の照会に應ずる仕事をやっております。

以上が照会の事務でございまして。

統計の事務といたしまして警察庁がやっております仕事は二つございまして、一つは犯罪に関する各種の統計事務でございまして、二番目は交通事故に対する統計の事務でございまして。

○中井委員 たくさんお尋ねしたい問題はありますが、時間の関係もありますから飛ばしますけれども、たとえばいまの交通事故の話がありましたが、京都府なら京都府で交通事故が発生したということは、どういふルートを通じて警察庁長官、警察庁に届くのですか。具体的な説明を願ひたいのです。電話でやるのですか。どういふ形でやるのですか。警察電話を利用するのですか。し

たがってデータ通信も、その警察電話でやっているのか。電電公社でやっているのか。あるいは独自の無線を使ってやっているのか。そういうことを聞きたいのであります。

〔委員長退席 橋口委員長代理着席〕

○渡部説明員 ただいまの御設例の場合でございますが、かりに京都府で交通事故が起きたと仮定いたしますと、それに関するきめられた情報につきましては、その現場からまず電話その他を使いまして、県本部に資料が送られてまいります。県本部にパンチャーがおりますので、これがせん孔いたしまして、そのカードをデータ通信に乗せまして、リアルタイムではございませんが、オンラインで警察庁まで送ってまいります。送られてきたものを、あとは機械的に警察庁にございます電子計算機に入れる。簡単に申しますと、そういう経路でございます。

○中井委員 オンラインにするのは警察電話ですか、どうですか。

○渡部説明員 お答えいたします。

警察の場合は、通信につきましてはある程度独自の事業をやっておりますので、ケースによっていろいろ複雑でございますけれども。たとえばマイクロウェーブを使いまして、送ってまいりますのは自営でやっておりますので、警察庁がマイクロの設備をつくりまして、そのマイクロの線を使っております。

○中井委員 たとえば指紋の関係はどうですか。現在、全国に一億数百万の日本人がおるわけでありまして、こういう人の中で何人ほどいま指紋をとって、その指紋の照査の場合に、ボタン一つ押したらすぐさつと何番というふうに出てくる、そういうふうな制度になっておるのか。これからやるのか、その辺のことを聞きたいのであります。

○渡部説明員 指紋につきましては、指紋自体はもう犯罪の捜査に利用するということは、日本もそうでございますが、各国とも非常に昔からやっているわけでございますが、これを何とか電子計算機で処理する方法はないかということを、世界

じゅうが考えているのでございますけれども、理想的な結論はまだ出ておりません。

非常にむずかしいでございますのは、指紋というのは非常に複雑な形象でございますので、私も専門家じゃないのでございますが、機械的にパターン認識をやるというところに非常にむずかしさがございます。自動的な照合というのは非常にむずかしいでございますので、日本におきましても、警察は全面的に電算処理は行なっておりません。ただ例をあげますと、大阪の府警でございますけれども、これはその指紋を取り出す作業だけ、指紋の原紙を取り出す作業だけを電算に入れているというやり方をやっております。指紋をマイクロフィルムにとりまして、それに照合の番号を打っておきまして、その番号を電子計算機に入れておいて、それでその照合がございましたときに、関連する番号をはじき出して、最後の処理は、マイクロフィルムを出して採取いたしました指紋と照合するというところでございますので、言うならば、処理の中で半分利用しているという形でございます。

これはわりあい成果をあげているのでございますけれども、それじゃどうして全国的にやらないかという御質問があるいは出るかとも思います。これはあまり数が多いでございますとちょっとむずかしい点がございます。いま全国的にやれるものかどうかという研究はやっておりますが、まだ結論は出ておりません。大阪以外でも二、三の県で同じようなことをやっている現状でございます。

○中井委員 あなたは渡部審議官ですか。指紋の抽出はちっともむずかしいことはない。それこそ東京に集めてしまえばいい。はつきりしない類似のものが百とか二百とかあるかもしれない。しかし、そんなものは、似たようなものに番号をつけておいてやれば、一ぺんにわかるのですよ。何しておるのですか。どうしてこれまでやらないの。しかも通信は警察通信を使っているらしい。いまオンラインでしょう。ここにも問題がある。ずさん

な警察通信だから悪いのかもしれない。しかし通信局長に言わせると、いや正確ですと言うに違いない。私の友人がやっていたから……。これくらいはできなくちゃだめだよ。社会党というところは、こういうことはきらいなところで、そんなことを言ったら反対と言うのにきまっている。きまっているけれども、長い将来を考えると、好むと好まざるにかかわらず、人間が生まれたら足の紋をとるか——赤ん坊を間違えたり何かする混乱を防ぐためにも、足の紋をとるとかなんとかいうことは必ず行なわれると思う。それから遠い将来、データ通信とか、こういうもので国民のナンバーもきましてしまうと思う。そのもとと先がけですが、指紋くらい、ボタンを押したらすぐさつと似たやつが百ぐらい出てくる。見ると、いまだここに任んでいるかパッとわかる。それをやらなくちゃ、私は迅速な警察の体系じゃないと思うのですが、いかがですか。研究しています。

○渡部説明員 指紋の採取につきましては、たいへんありがたいお励ましのことをばいただきました。感謝しております。先ほど申し上げましたように、大阪では、正確に年は覚えておりませんが、ここ数年来やっております。相当成果をあげてきております。先ほど申し上げましたが、鑑識課というのがございまして、それが中心になりまして、あと電子計算機との関係をやっております。能率管理官というのがございまして、そこを中心にして、これまでも週一回くらいいろいろ検討を重ねてきておりますので、できるだけ努力いたしまして、早い機会に御期待に沿うように努力したいと思っております。

○中井委員 大阪だけやっちゃって、大阪で悪いことをして尼崎まで十分かかりやせぬ。大阪だけそういう間違った間違ったことをしておるか

ら——この間の飛行機の事件でも何でも関連がありますよ。迅速なさつととした方法をとれないからそういうことになるので、一週間に一回集まって何ば知恵をしぼったってあきませんわ、もっと能率よくやらなければ。大阪があるなら奈良もあるでしょうし、兵庫もあるでしょうし、全部東京に集めておけば非常に楽だと思う。

まあ、けっこうです。あまり警察のことを言って反対されると困るからやめますが、もっと積極的にやってくたさい。警察はわりあい通信は連絡がじょうずにできております。その点はわかりませんが、こういう時代になりまして、いま通産省から出ておりますような時代になりまして、これは何も企業だけじゃない、一番重要な人命を救助したり保護するためにこれは必要なんです。ですから私はさつきから質問を申し上げておるのであります。情報産業とか企業だとか——郵政省の答申も足立正さんが会長です。だから商売のことばかり考えて、企業、企業と書いているが、そうじゃないですよ。人命ですよ。どうぞそのつもりでお聞き及びをいただきたいと思っております。

次に厚生省にお尋ねをいたします。厚生省の人口動態はどうしてわかるのですか。たとえば、この三月三十一日の日本人の人口は幾らで、出生した人は幾らで、死亡した人は幾らというのはどうしてわかるのですか。厚生省の江間企画室長さんにお尋ねをいたします。

警察庁の方どうぞお引き取りください。けっこうでございます。お忙しゅうございましょうから。

○江間説明員 お答えいたします。

人口動態、すなわち人が生まれた、あるいは結婚した、なくなったというふうなことは、法律に基づきまして、それぞれの方が地方自治体の窓口に申告をなさるわけでございます。その資料が最終的に厚生省の統計調査部に集まってまいりまして、それを集計したものが人口動態でございます。総人口などの推計などに使います場合には、五年ごとに行なわれますセンサスを基礎といたしまして、その後の人口動態を補正して総人口を推

計するという形になります。

○中井委員 これまではそういう方式でおやりになつておつたと思うが、将来は、きょうは何村でだれが死んだというふうな報告を電話一本したら直ちに県へ集まる、県から毎日四時四十五分から東京へばんばん入れると、一ぺんにあなたのところへ、きょうの午前十二時現在で何人生まれたかということが自然にちゃんと統計で出てくる、何人死んだかということがちゃんと出てくる、病気で寝ているやつは何人とすぐ出てくると私は思うんだが、そういうことは今後どうするのですか。

○江間説明員 御指摘のように、将来の方向としては、できるだけ早い時期に、即時的にそのような処理がなされるということが理想的だと思ひます。現在われわれがやっておりますことは、それぞれの窓口におきまして、マークセンサスによりましてある種のマークをつけさせる。それを中央に集めまして機械で集計する。幾らかでもその集計する時間を短縮するというをやっております。

○中井委員 過去の実績を調べてみますと、三月に奈良県は何人生まれた。しかし十日ほどたつと、実はあれは数字が間違つておつたやという話があつて、差し入れたいへんだらうと思ふのです。現にのんきな市や町では、県に報告するのを忘れておつたというやうなことがたくさんあるわけだ。ですから私が言うのは、ただ単に迅速というだけじゃなくて、それこそ正確を期するためにそういう問題を——しかも私は金はかかるぬと思つています。かえつて非常に冗費の節約になると考へております。そうしてしかも全国の府県、市町村の厚生関係の職員は大いに一体感を毎日感ずる。おれのところで何人生んだ、ばたばたと全部東京で調べてすぐわかるというふうな形をぜひやるべきでないかと思ふ。そのためには電電公社のやはりオンラインでないといかぬと思ふのですが、電電公社どうですか。そういうことについて大いに受け入れて積極的にやる何かあ

りますか。それから値段も安くしてもらふぬというもならぬですぞ。ひとつお尋ねをいたします。

○庄司説明員 電電公社もだんだんそういうむずかしいやつもやつていかなければならないと思ひますので、いまお話のやうなことは今後十分考へていきたいと思ひます。

○中井委員 今後十分考へるといふ、そんなまぬぬのことを言つておつてはだめですぞ。この間から話を聞いておつておつてはだめですぞ。この間ひとつ会社でもつくつたらどうだ。電電公社みたいなもの、たよりにならぬ。大銀行や何か自分で回線持つて、ひとつ別会社つくろうじやないかというやうな話が非常にあります。あるから、私はそんなことを隠していまお尋ねしておるんだが、これから研究しますなんてそれで間に合うのかね。

それから、私は最後に言ひたいのは、そういうことは単に経済だけでなくて、いまお尋ねしましたように、警察のほうにも厚生省のほうにも、それから郵政省——郵政省は特にひどい。おくれしておりますから、いまもストライキをやつております。大臣はわざわざ三時半に、労組の委員長に会うために退席されたんです。こういうことの基にこういう大きな問題が眠つておる、これはわれわれも責任なしとしないが、最大の責任はやはり日本国民全体にあるのか、政府にあるのか知りませんが、こういう問題を片づけていかねばならぬというふうに思ひますので、お尋ねをしておるわけでありませう。

重ねて御質問申し上げますが、何も電電公社赤字でもかまわぬと言つておるのじやありません。こういつたデータ通信が、オンラインなる回線が少々ふえまして、別に私はそのことによつて特に経費がよけいにかかるとは思へない。施設をするときにはかかるますよ。あとの運営その他の面になりますと、それは思へないというやうな理由をもちまして、どうですか、お尋ねしておるのです。データ通信をやると特に高くしなければならぬのですか。その辺のところを伺つておきたい。

○武田説明員 データ通信の料金でございます。公社がコンピュータも回線も端末機器も設置いたしましてユーザの方に使つていただくデータ通信の料金につきましては、公社としては完全に独立採算でまかなうようにいたしたいと思ひます。しかしながら、公社が行ないます場合には、コンピュータも共通設置ができますし、また局舎、電源、その他も共通使用ができます、予備機も共通使用ができるということで、共同使用のメリットがずいぶん出てまいりますので、その面でおのずから経済的に提供できるという自信を持つております。

○中井委員 わかりました。最後に、総理府から見えております統計局長さんにお尋ねいたしますが、総理府の統計局も、さっき私が厚生省の江間企画室長にお尋ねいたしましたと同じやうな方法で各種の統計をやつていらつしやるのですか。それから現状と将来に対する考え方、抱負をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○岡部(秀)政府委員 統計局のコンピュータ関係の申上げますと、統計局では三十五年の国勢調査のときに、IBM七〇五を入れて集計をいたしました。四十年の国勢調査——五年ごと一回ありますから、四十年の国勢調査では、IBMの新型の三六〇に切りかえましたと同時に、光学式読み取り装置OCRというので、パンチカードシステムでなくて、マークカードにとりましてテープにとるといふ新型の機械が開発されてまいりましたので、これを導入いたしました。さらにNEACの二二〇〇というのを導入いたしました。四十年の国勢調査の集計をいたしました。今度の四十五年の秋に国勢調査が行なわれますが、それにつきましては、IBM三六〇のモデル四〇〇とそれからNEAC二二〇〇のモデル五〇〇という最新式なものを入れます。それから、OMR二セット入れまして、早期集計をやつていくという予定をいたしておりますやうな状況です。

私のところでは、自分のところのいろいろな統計調査をやつておられます、その集計はもちろんやつておられますが、集計関係では、私のところは一種の統計集計センターの役目をいたしております。国のそのほかの行政機関及び地方公共団体の統計、それらを全部、希望によりまして委託を受けまして、各種統計調査の集計をいたしております。現状は委託省庁の数が十省庁でございす。年間の作成プログラム数は八百本、年間の調査数は六十二調査、年間の稼働時間、一台当たり三千時間、入力カード枚数は三千六百万枚、作成結果表枚数は九十五万枚、作成結果表数九百表、こういうやうな大量の統計調査の集計をいたしております。

統計局でのコンピュータ利用で特殊な点は、他のコンピュータ・システムに見られない非常に多量のデータの処理を行ないますために、コンピュータの能力をフルに活用をしていかななくてはならないという状況です。それから、ただいま申し上げましたとおり、処理する調査の種類も非常に多岐にわたつておる、しかも各調査の集計時間も非常に長時間に及ぶものがあるという点で、いろいろと努力、研究をやつていまして、集計を最も早くやる、いままでのところはコンピュータの計算の面に最大の力を注いでおる、こういう状況でございますが、最近に至りまして、これらの集計のほかに、統計局職員の給与計算、人事管理等の業務にも使つておられて、さらにこれらを基礎に、情報検索システムの確立を期しておるという状況でございます。

将来、私たちといたしましては、いままで計算関係に主力を注いでおりました、またハードウェアの機能もそこまですべておこなつたのですが、ハードウェア、ソフトウェアのこのやうな発達に伴ひまして、統計の面で、統計の早期利用と細部統計、たとえば地域統計とか詳細な分類統計というやうな要望が非常に強まつてくると思ひます。それから、従来の統計をさらに加工をいたしまして、新しい統計をつくつてくれ、あるいは

統計を入手しやすいようなやり方でやっていく、
 こういう点が現在各方面から非常に要望されてきて
 おりますし、これはますます多くなってくるだ
 ろうと思っておりますので、その点で、統計局といたし
 ましては、加工、流通、蓄積あるいは体系的に一
 貫した統計、いろいろな多様なサービスに役立て
 ていきたい。とりあえず統計データバンクとい
 うのを設立するために、局内に準備室を設けて、そ
 れの研究準備をいたしておりますが、その統計
 データとして、私たちは最初に小地域統計情報シ
 ステムの開発というのに力を注いでいこうとい
 うことをいたしております。それは従来、統計が市
 町村段階までしかできておりませんでした、こ
 れをさらに掘り下げまして、市町村よりもっと下
 の段階の統計区、あるいは統計調査区、あるいはま
 た一平方キロに切ったところの地域のメッシュ、
 こういうようなものに、人口の状況はどうなっ
 てるのか、男女の区別は、構成はどうなっている
 のか、あるいは階層別はどうなっているのかとい
 うふうな点や、どのような事業所がどのよう
 に入っているのか、あるいは住宅の状況は
 どうなっているのか、そういうふうな面にまで将来
 進めていきたいという抱負をわれわれは持つてお
 ります。

○中井委員 たいへん詳しい御説明がありまし
 て、恐縮でありましたが、最後にもう一度お尋ね
 をいたしたいと思います。

十月に入れる機械は何という機械で、どこから
 入れるのか。それからデータバンクというふうな
 ことでありますから、各省に要求によって統計
 をまくのですけれども、各省だけではなくて、企
 業その他事業団体その他にもまくのであるか。そ
 の場合には料金をとっておるのか、ただでやって
 おるのか、その辺のところを承っておきたい。

○岡部(秀)政府委員 今度四十五年の調査で入れ
 ますものはNEACの二二〇〇のモデル五〇〇とい
 う最新式のものでございます。それを入れる予
 定にいたしておりますので、それから国勢調査
 を、これはこの前のときからやっておりまして、

しかしこの前では十分とはいかない面がありまし
 たので、日電と一緒の共同研究開発をいたしまし
 て、OMRという読み取り装置機でございする
 が、これを四年間かかちまして開発をいたしまし
 た。これは、濃淡に関係なく従来よりもっとよ
 く読み取るといふ点で、現在試験をやっております
 が、その点、従来よりは相当いい成績をおさめ
 ておりますので、それを二セッとするという予
 定をいたしております。

それから統計データバンクの問題ですが、デー
 タバンクのうちでわれわれの手がけますのは、統
 計データバンクでございする。私のところで国政
 の基本となるいろいろな統計をたくさん上げてお
 りますので、あるいはまた、先ほど申し上げまし
 たとおり、各省のいろいろな統計の委託を受け
 まして集計をやっておりますので、相当の統計
 とデータを持つておるわけです。それらを組み合
 わせたものを一つにつくっていくこととす。とこ
 ろが、この各省の統計データを総理府がかつてに
 使うというわけには、いまのところまだできてお
 りません。その点も、今後統計法その他の面でもい
 ろいろ改善をすべきところがあると思ひますが、
 とりあえずは、私のところで持つておりますデー
 タによるところの統計データバンクを設立してい
 こう。さらに、そういう法律関係の面、それから
 統計では例の秘密の保持の問題がございするの
 で、これらの面をどのように解決していくかとい
 う問題もあります。それらの問題が解決できま
 すれば、できるだけ範囲の広い、できるだけたく
 さんのデータバンクをやりたいと思つております。

○中井委員 いろいろまだお尋ねしたいが、時間
 でございしますからひとまずこの程度にしておき
 ますが、いまの統計局のお話では、会社や企業には
 まだ出しておらぬのか、それが一つ。

それから、大体五年に一回人口統計をやってお
 りますが、将来はそんな必要はなくなるんじやな
 いか。ほんとうは毎日毎日きちんときまる。そん
 な五年に一回やる必要は何にもないようになるよ
 うに私は思うのですが、それに対する見解を最後

に簡単に伺いたい。

○岡部(秀)政府委員 国勢調査ですが、これを毎
 日、毎月、毎年というわけにはいかぬと思ひます。
 とにかく今度の対象が約一億四千万の人口全部を相
 手にして、そして約六十万人の調査員を使うとい
 うのですから、そのときそのときというわけにはい
 いかぬと思ひますので、それはすぐにはなかなかむ
 ずかしい問題と思ひます。

○中井委員 私が申しますのは、人口の総計とか
 なんとかというふうなことです。それから選挙に
 は、これは非常に有効に利用できる、さように思
 いますので、それも申し上げておきたいと思ひ
 ます。あつちで投票して、また帰りにこつちで投
 票するというふうなばかげたことは、いまだにあ
 るように聞いております。私は具体的にどうい
 うという事実を握つていますけれども、言ひませ
 ん。そういうばかげたことは、データ通信とい
 うふうなものが発達するとなくなるようにも思ひま
 すし、またプライバシーの侵害でも、それを防ぐ
 ことについて、それこそソフトウェアの重要な項
 目になっていこうと思ひます。そういうこと
 については、通産大臣とされましては十分お考
 えになつておるであらうと思ひます。

まあ、ざつと私は皆さんの御意見を伺つておき
 ました。まだまだお尋ねしたいことはあります
 が、とにかく二億円ばかりの融資金か何かでは、
 これはちょっと火花を上げたところで、あなたの
 努力は大いに多といたしますけれども、われわれ
 としましては、これを法案として参議院に回すとい
 うことになりまして、やはりできたらず少修正
 もしてもらいたい、積極的な意味における修正も
 お願いしたらどうか。これはまだ相談いたしてお
 りませんし、私は一委員でありますから、中村君
 その他の諸君とよく相談をいたしますが、どうで
 ございましょうか、二億円ばかりのわずかな金だ
 けれども、これを一〇〇%活用して、特に中小企
 業——特にあなたのおっしゃるのは、大体企業の
 関係のことです。しかし、私もから言ひます
 と、企業だけではなくて、国全体の事業がこれを

基本にして大きな転換期を迎えておる。その辺の
 ところをやはり多少どこかでうたつておく必要が
 あるのではないかとこのうふうふなことを思ひます
 で、最後に宮澤大臣の意見を伺つて、私の質問を
 終わる次第であります。

○宮澤国務大臣 いわゆる情報化社会になります
 と、われわれがいま想像できないようないろいろな
 な問題が起ると思ひます。人間性に及ぼす影
 響、あるいは人間関係に及ぼす影響、人のプライ
 バシー、いろいろな問題が起つてまいることは
 必然のように思ひます。人間疎外というやうな問
 題も一般には起るであらうといふことがいわれ
 ておりますが、これらの問題は、いわば未知の問
 題でございする。したがって、いま簡単に答え
 をするほど軽い問題ではないと思ひます。それ
 も、しかし、情報基本法でも考えますときには、
 用心をしかからなければならぬ問題であると思
 つております。

それから二億円のことでございすけれども、
 これは御承知のように、この二億円と、民間から
 出捐があるでございす。二億円と、合わせま
 して四億円、それで四十億円の保証をしよう、こ
 ういう考えでおるわけでございます。初年度で
 ございすので、まあこの辺でひとつスタートを
 しようかといふことでいたしました。ソフトウェア
 産業が育つようございすすと、この需要は当
 然大々なるわけでございますから、その場合に
 は、また昭和四十六年度においても、それに対応
 する方策を講じて御審議をお願いいたしたいと
 思つております。

なお、確かに私どもは企業といふことを中心に
 考へておりますけれども、この協会が委託開発す
 るであらうソフトウェア、あるいはソフトウェア
 業界がつくるであらうところのソフトウェアとい
 うものは、企業の面から見れば、それは企業とい
 うことになりすけれども、いろいろな意味でのソ
 フトウェアができてくるといふことが考えられま
 す。それは必ずしも企業に關係あるソフトウェア
 ばかりではないと思ひますので、その辺のことも

考えながら、協会のあり方、保証基金というようなことも検討してまいりたいと思っております。

○中井委員 最後、いまお話がありました、いわゆるデータ通信に関する基本法というものを、一刻も早くこの次の通常国会あたりにもぜひ出してもらいたいというふうなことを強く要望しますが、その御意見も伺ってみたいと思うのであります。

○宮澤国務大臣 公衆電気通信法の関係の法律改正は、先ほど郵政大臣が言われましたとおり、もう一度政府部内で検討をいたしまして、次には御審議を仰ぎたいと思っております。

それから、情報化基本法ということもその時期であると思っておりますけれども、これは非常にむずかしい、また予測の困難なたくさん問題を含んでおります。公衆電気通信法の改正ほど話が煮詰まっております。しかし、極力政府部内で意見の統一をはかりまして、できるだけ早く提出をいたしたいと考えます。

○橋口委員長代理 次に、松尾信人君。

○松尾(信)委員 いままでいろいろ話も進展しておるわけですが、情報産業等全般をながめまして、わが国の現状は非常に悪くおる、それはもう指摘されたとおりであります。それで、この情報産業の振興につきまして、わが国としましては、やはり政府の先導的役割があるんじゃないか。先ほど大臣も、アメリカが宇宙計画とか兵器産業への投資などで、コンピュータのハードのほうもソフトのほうも非常に進んでおる、日本のギャップもそこにある、十年間日本がおくれておる、このようなお話であります。でありますから、何か日本独自のものがなくちゃいけないということも先ほど御説明がありました。このような情報産業全体をひくくめまして、日本をどんどん前進させていく意味におきましては、やはりわが国独特のものがそこにはなくちゃいけない。いまからとおっしゃるのでございまいしょうか。何か大臣のお心の中に、こういう面について日本独特のものとしてやっていたら、

このようなものがありますかどうか、まず承りたいと思います。

○宮澤国務大臣 それは、政府としていたさなければならぬことはたくさんございまして、思いますが、

一つは、先ほどから御指摘のございます基本法の問題、これはもの考え方と将来の展望を含みますが、教育などというところまで含みますから、可及的にかにしなければならぬ仕事でございまして、これがやはり日本には日本としての、日本の社会独特の一つのものでございまして、その社会の変わり方とも日本の変わり方をずらすに違いないのでございまして。そういうことを考えなければならぬと思っております。

それから、わが国の電電公社がどういう役割をこれについてになうかというふうなことも、先ほどからお話のように、ひとつ解決しなければならぬ問題と思っております。

そのほかアメリカとの比較で申しますと、ソフトウェア産業というものは、計算センターというふうなものもございまして、わが国にはほとんどないに近い。そういうものを育ててまいりませんと最も重要な部分が育たないことになりまして、これなどは、わが国のこの際最も重要な問題でありまして、それがこの法案を御審議願っておりますゆえんでございまして。

○松尾(信)委員 そういふことで、たとえば公害につきましても脱硫技術等の開発、そういうものを政府がやっていたらいいわけでありまして、また、産業公害の事前の調査等もされておるわけでありまして、どうもそういう点につきましても、私共は産業公害全般につきましてもお尋ねしたいと思っております。たとえばその汚染源と申しますか、大気汚染であるとか、水、悪臭、騒音といろいろございまして。その汚染源というもののつきましても、どのような業種がどういふところでのような汚染をしておるか。これは、情報というものを乗せるというその前段階で、そのような情報自体がどのくらい政府に整備されて

おるであろうか。その点は少ないんじゃないかと思っております。

たとえば、これは昨日の朝日新聞でありますけれども、宮古湾のミドリガキからカドミウムが検出されました。それで含有量が非常に多かったというふうなことでありまして、五、六倍も上回る銅とか亜鉛が検出されておる。そのようなことで各地に産業公害が起る。それで問題になる。そしていろいろ対策が講じられる。しかし、それが十年も幾らも解決ができておるといふことになりまして、被害者は続出しておるといふことで、この産業公害につきましてもどのような情報を集めておるか。どのように収集しておられるか。

そのような、情報に乗せる乗せぬというその前の情報自体について、非常におくれておるんじゃないかという気がいたしまして聞いておるわけですが、いかがでございまいしょうか。

○宮澤国務大臣 公害と情報処理との関係は非常に広範にいろいろあると思っておりますが、せんだつても申し上げました、たとえば脱硫技術について工業技術院が大型プロジェクトを開発するといふような場合にも、おそろく情報処理の手法をいろいろ段階で使っておるに違いないと思っております。また廃棄物の処理をどう考えるかといふようなことはこれからの問題ですが、これについても、やはりそういう新しい情報処理が研究の過程で一つの手段として使われておると考えます。また大気汚染等については、風向きとか天候とかによりまして、コンピュータで排出基準を、その日の排出量といったようなものを指令するといふようなことも、方法としては考えられておるわけでありまして、それからまた、一つの水系における水質の汚濁について、おのおのの汚濁源についてどのような処置をしたらいいかというふうなことも、これもシステムとしてとらえることは、おそろく理論の上では可能であるかと私は思います。現在まだそういうことをやっておるとは聞いておりませんが、可能であるかと思っております。したがって公害という、これから起こる、ますますひどく

なるであろう問題に対して、それをシステムエンジニアリングで処理をするといふことは十分可能であるし、むしろそこがシステムエンジニアリングの一つの大きな活躍の場所になり得るのだというふうな思っております。

なお、たいへん具体的な、現実に公害についての情報処理がどうなっている、情報収集がどうなっているかというお尋ねがございましたので、それは政府委員からお答え申し上げます。

○柴崎政府委員 現実の公害関係の情報収集につきましては、その必要性は非常に高まっているのでございまして、現実の体制としては、まだやっと緒についた程度だというのが現在の状況でござい

ます。具体的に御説明申し上げますと、先生、先ほど指摘されました産業公害総合事前調査という制度が通産省にございまして、この制度は、現地にございます気象条件、地形、公害の発生源につきまして、特にSO₂でございまして、それらに関する発生源を完全につかまえて、それを風洞実験にかけまして、風洞において重合汚染図というものをつくり上げて、その汚染の状況に従いまして、各企業の立地指導、あるいは地方公共団体の立地計画指導というものをやっておるわけでございますが、いままでの方法ですと、情報を集め、かつそれを風洞実験にかけると、大体半年ないし十カ月くらいかかりまして、そのあとで、たとえば会社が計画を変えた場合には、その変えたファクターを一々また取りかえまして風洞実験するといふことで、それだけで三カ月くらいかかるのが実態でございました。そこで、この行政を効率化しようということで、いままで集めたデータと全部大型の電子計算機に入れたしまして、一方風洞実験でわれわれがキャッチいたしました拡散の状況を理論式で展開いたしました、その理論式そのものも電子計算機の中に入れたしまして、したがって、現在では、一部の計画の変更があった場合に、その一部の変更があったものだけを取りかえれば、あとは電子計算機が自動的に計算し

てくれるということで、三カ月程度かかったいままでの作業が約一週間で済むという体制にまで、四十四年度においてシステムを完成いたしました。四十五年度につきましては、これを具体的に千葉、鹿島等五地域について適用しようという段階になっております。これが一つの事例でございます。

さらに、工業技術院で開発したシステムといったしまして、産業排水の自動管理システムというものがありまして、これは、産業排水の排出状況、それによる水質の汚濁状況、そういったものをシステム分析し、かつそれを取りまとめまして自動的に管理するというもので、現に木曾川においてこのシステムを実際にやっております実例がございます。

それからさらに、これは通産省ではないわけでございますが、厚生省関係で設備の補助金を出しまして、約十の都道府県あるいは市を対象にいたしまして、テレメーターによる監視システムというものをつくっております。これはどういうことかと申しますと、特にS.O.につきまして、現実のデータを刻々無線あるいは有線によりまして中央管理室に集めて、その中央管理室で解析した結果によりまして注意警報なりあるいは警報なりを出すというシステムでございます。特に千葉、大阪につきましては電子計算機を利用して総合的にやっております。大体現状を申し上げますと、そういうような体制で利用しております。

○松尾(信)委員 特にお尋ねしたいのは、日本全国に汚染源があるわけでありまして、それぞれ工場がありまして、いろいろのことで国民が被害を受けておりますので、その全国の汚染源ですらね、もうおわかりだと思います。いかなる工場があって、どのようなことで汚染というものが行なわれているか、そのような情報をまず集めていられようか。これはいま大臣のお答えでは、そういう点はまだだということと理解するわけでありまして、まずそのような全国の汚染源というものをしっかり握って、そして十年

も、二十年も、三十年もたつて——現在産業公害が各地で発生しております。その処置に追われているというふうなことであります。そのような汚染源というものを全国的に調査ができません。今後の対策というものを自然的でできていくのじゃないか。でありますから、公害を防止するんだという立場から、そういう情報を一日も早く集めて、それに基づいて指示を与えていく、公害を事前に抑えていくというところが一番大切であらうと思っております。

なお、現在公害の起こっておりますような会社等につきまして、現実にその公害を抑止するための措置というものがなされたかどうか。いろいろなされておると思えますけれども、どのようなことをなされたかということについて、次にお尋ねいたします。

○柴崎政府委員 公害の汚染源と申しましたが、これは実はばく大なものでございまして、大気から、水から、騒音から、悪臭から、いろいろあるわけでございます。したがって、現在やっております対策は、その中で最も緊急なものを取り上げまして、先ほど御説明いたしましたような方法で、その未然防止なりあるいは事後の対策を考えておるということでございます。あり方といいたしましては、大体、汚染度の高い地域を中心にしたしまして、その地域の公害に対して何らかの対策を講ずるという体制になっておりますので、先生の御指摘の、全国にまんく存在する汚染源をとらえておるかという点につきましては、まだそこまで対策としては実現していないというのが実情でございます。

○松尾(信)委員 では、その非常に重大な部門については、もう政府としてはそういう汚染源というものをちゃんと明らかにしておる、それで対策は次々と立っていくんだ、このように理解していいでしょうか。

○柴崎政府委員 そのとおりでございます。

○松尾(信)委員 でありますれば、現在いろいろ公害で現実の問題が起こっております、被害者

が出ております。その救済の問題でございますけれども、会社に対してどのようにやっていけというふうな、公害を出さないための投資ですね、そういう勧告措置。また、現在いろいろ争われております被害者に対する補償の問題、そういう問題を速急に解決してもらいませんと、水俣のほうでも、阿賀野川のほうでも、いろいろ全国の問題が次々と出ておまして、非常にみんなが困っておりますが、そのような点の促進方はどうでございますでしょうか。

○柴崎政府委員 まず第一点の公害関係の投資でございますが、これはS.O.の環境基準がきまり、あるいは一酸化炭素の環境基準がきまり、水質の環境基準もやがてきまるといふような客観情勢を反映いたしまして、各企業の投資意欲といひます。公害防止のための努力というものが最近非常に盛んになりまして、昭和四十年当時は総投資額の約一割程度であった公害防除投資が、四十五年度現在では五割を若干上回っております。このこととありまして、具体的な例をいたしましては、電力会社におきまして排煙脱硫の投資、あるいは石油精製工場におきまして重油脱硫装置、あるいはいろいろ排水型の産業におきまして排水関係の投資というふうなものが、最近非常に活発に行なわれております。われわれはこの傾向をさらに促進すべくいろいろ指導しておるところでございます。

救済関係につきましては、この前の国会で健康被害に関する被害者救済法というものが成立いたしました。ただいま御指摘のような、水俣病あるいはイタイイタイ病、あるいは四日市ぜんそくというふうなことで、健康被害をこうむっております。皆さまで対しましては、厚生省の認定に従いまして医療費を給付する。これはさしあたるの過渡的な措置でございます。やがて訴訟によりまして原因者がはつきりし、その補償額がきまれば、そこから返済するという形になっておりますが、さしあたる健康保持あるいは病院への通院というふうなことに對する救済制度をつくり上げたといふことが第一点と、それから第二点は、現在、

本国会で御審議をお願いしておりますが、紛争の仲裁法。現在、訴訟、裁判によりましては、非常に時間的にもかかりますし、それから被害者のほうで費用も非常に多額を負担しなければならぬ。なかなか現実の訴訟というものが提起もされないし、また、提起されたとしても非常に時間がかかる。その問題を解決するために、行政的な救済方法としまして、仲裁制度を設けようということ御審議を願っております。御審議を願っておりますが、これが成立するといひますれば、個々の公害の紛争の処理につきまして、相当目に見えた前進が行なわれるであらうというふうな状況でございます。

○松尾(信)委員 であります。いろいろ公害に對する情報を的確に掌握する、その掌握した情報で公害が起らないようにしていく、これが大切であります。現在公害を起しておる企業等についても是正を促していきませんといいけない。総理も、今度公害罪というものを認めなくちゃいけない、公害罪も成立するというふうな御発言もありません。そうしますと、政府といたしまして、早くこの公害の面については情報を集め、その集まった情報でこれを除去していく手段、方法というものを企業に促していきませんと、公害罪が成立した場合、いまの企業が次々とそれに触れていくというふうなことになる、これはたいへんだと思つて聞いておるわけでありまして、その面についてのお考えです。それを簡単にいいです。が、はつきりさしていただきたいと思ひます。

○柴崎政府委員 通産省の公害対策の基本的なねらいは二つございまして、一つは未然防止、一つは技術開発でございます。未然防止の対策を進めることは、ただいま先生御指摘の点に正面から解決の手段を与えるというぐあいに、われわれ考える次第でございます。

○松尾(信)委員 では、公害の問題はこのくらいでとめておきますが、非常に人命を大事にするというのが基本であります。政府としても、この公害につきましては、そのような見地から真剣に

取り組んでおられると思います。今後ともに、その意味におきまして、あらゆる情報を集め、集めた情報で企業を指導し、被害の統出している現状を是正していく、この姿勢だけは、国家の先導的な役割りの一つとしてしっかりとっていただきたい、これを強く要望いたしておきます。

次は電算機の利用の実情でございますが、わが国ではこのコンピュータの利用が、四分の三ほどは事後処理の事務に使われておる、残り二五%程度が高度の部門に使われておる、このようにいわれておりますけれども、高度の部門というものは、現在どのようなものであつて、今後どのような方向でこれが伸びていくか、その点をお尋ねいたします。

○赤澤政府委員 電算機の現状における利用状況は、いまお話のとおりでございます、まだ日本では、事後処理のものと申しますか、やや単純な作業に使われている面が多いことは、いまの御指摘のとおりでございます。そこで、高度な面に使われているのはどんな面が多いかということでございますが、いま主として行なつておりますのは、たとえば技術設計といった面、それから企業の長期予測あるいは市場調査、こういった面の分析ないしは判断を行なうのに、いろんなデータを電子計算機にかけまして、一定のプログラムのもとに判断をし結果を得ている、こういうことだろうと思ひます。

○松尾(信)委員 それはちゃんと理論的に書いてございますので、こういう企業がどのように利用しておるか、実際に使っている部門を一、二例をあげて聞きたいのです。

○平松説明員 具体的な例として、通産省で計算機を使つて例を御参考に申し上げますと、たとえば特許の案件が非常に多まつておりますが、その特許の申請があつた場合に、これが従来公知の事実があつたかどうかという情報は情報検索を計算機を用いて行なう。それから、たとえば輸出保険業務というのがございまして、輸出保険の際に、手形保険という保険がございまして、そう

いった場合に、その手形について、相手のバイヤーが過去に不渡りの事実があつたかどうか、こういうことを全部コンピュータの中にデータを入れておきまして、向こうから振り出した手形がブラックバイヤーであるかどうかという検索を行なうとか、いろいろな経済情報というものを入れるとか、こういうのがおもにやつて例でございます。

○松尾(信)委員 では今後、この高度化の利用でございますけれども、やはり同じような方向で、この二五%というものが、だんだん三〇%になり、四〇%になり、五〇%になっていくというふうなことで理解していいでしょうか。

○赤澤政府委員 いま御質問の点は、今後のソフトウェアの開発利用にかかると思ひますが、私どもとしては、そういう方向でだんだんとそういう利用面がふえていくということを期待をいたしておるわけでございます。

○松尾(信)委員 次は電子計算機の利用高度化の計画でございますけれども、先ほどのお答えでは、なかなか長期にわたれない、しかし一、二年は短い、大体五年ぐらい、さらに第二次、三次の目標を立てていくというふうな答えがありましたが、期間だけがこの計画の内容ではないと思ひうのでありますけれども、電算機の質に対する考え方、またはプログラムの高度化等についても、一つの目標というものが設定されていなくちゃいかぬのじゃないか。でありますから、計画の内容をもう一回はっきりとおっしゃっていただきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 法律に定めております計画の具体的内容でございますが、御承知のように、一号と二号の二つの目標を立てることになっております。

そこで、まず最初の電子計算機の設置目標の点でございますが、この点につきましては、法文にもございまして、まず利用を特に促進する必要がある電子計算機の設置の目標を定めた、こういうことでございます。そこで、利用を特に促

進する必要がある電子計算機というものの範囲をどう考へておるかということでございますが、たとえば内部記憶容量あるいは処理の速度、こういった面から、将来利用を特に促進する必要がある電子計算機をまず定め、それが目標年度までにどのくらい設置することがわが国にとって望ましいか、こういった目標をひとつ考へてみたい、こう思つております。

それから第二点の、情報処理の振興をはかるための効果的なプログラム、さらにこれが多くの事業分野で利用し得るような汎用的なもの、こういうことを第二項のほうのプログラムの面で考へておるわけでございますが、この点につきましては、しばらくはどんなものがあるだろうかというところで、私どももいたしまして一、二考へております例を申し上げますと、たとえば複数の中央処理装置を並行的に作動せしめて計算能力を大幅に高めるために必要なプログラムでございますとか、あるいはまた総合統計の解析プログラムであるとか、あるいはヘッドウェアの故障箇所を発見、追跡、診断をいたしまして、これを取り除くための障害自動診断プログラムといったようなものが、私どもとしては、今後非常に効果的であり、かつ広い分野で使ひ得る種類のプログラムではないか、こういうふうな考へております。

○松尾(信)委員 次に、計画を定めるにあたりましては、政令で定めるところにより電子情報処理振興審議会の意見を聞く、このようになっております。この電子情報処理振興審議会は、計画を定める実施機関とも思われますので、その意見は非常に重大である。その審議会の内容、構成、役割等はどういうものかということについてお伺ひいたします。

○赤澤政府委員 電子情報処理振興審議会でございますが、これは電子工業及び情報処理の振興に関する重要な事項を調査、審議する機関でございます。従来、電子工業審議会といたしまして電子工業振興臨時措置法に基づいて設置をされておりましたものに、今回の法改正によりまして、今後

さらに、電子工業の面のみならず、情報処理の面の重要な事項に關しても調査、審議をしてもらおうということ、新しく情報処理関係の事項を追加をいたしましたのでございます。したがしまして、おもな機能といたしましては、従前電子工業審議会で行つておりましたような、電子工業振興臨時措置法に基づきますところの電子工業振興計画、これを審議すること。また、この法案にございまして、電子計算機利用高度化計画を審議すること。また同時に、一般的な問題でございますが、電子工業あるいは情報処理に關する重要な事項につきまして、通産大臣の諮問に應じまして調査、審議する、こういうことになるわけでございます。

審議会の構成でございますが、いま言つたような任務を持つております審議会でございますから、当然電子工業及び情報処理に關連をいたしまして、十分なる学識経験を有する者及び関係行政機関の職員をもつて構成をしたいと考へております。現在のこの法改正以前の電子工業審議会の定員は四十人以上といふことに相なつておりますが、もしこの法案が成立をいたしましたれば、今回の情報関係のこともございまして、さらに若干名の増員を考へたい、かように考へております。

○松尾(信)委員 次は、この情報処理振興事業協会でございましてけれども、この協会は民間が発起する。それで、発起人等の関係はどういうふうにして構成ができるものか。その点についてお尋ねいたします。

○赤澤政府委員 法律の第十六条以降、設立に關する規定がございまして、発起人につきましては、「情報処理に關して専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする」ということになっておりますので、民間におきましてこの情報処理専門家、ないし情報処理に關する十分な知識、経験を持つておる方々、この方々が十五人以上発起人となりまして、定款及び事業計画を作成し、同時に、民間一般に對し

て、この協会に対する出資の募集をするということになるわけでございます。現在のところ、まだこの法案が審議中でございますので、具体的にどなたが発起人になるかということについては確定をいたしておらないようでございますが、この法案の成立を待ちまして、具体的にその発起人が定められるものと私どもは期待をいたしております。

○松尾(信)委員 その点のめどはすでに立っておりますわけでございますね。

○赤澤政府委員 事業協会は、ただいま御説明いたしましたように、民間の発起によって設立をされ、この法律成立の暁におきましては、この法律によって通産大臣が認可をするという性質のものでございますので、法案提出に先立ちまして、民間のこういった関係の方々にもお集まりを願ひ、事業協会の趣旨等も十分御説明をいたしてあります。その際、いろいろな御意見をちょうだいいたしておりますが、現在のところ、発起をするという事と自身につきましても、また、当初この事業協会の資金を出す——現在のところ二億圓余りと私どもも期待いたしておりますが、そういった金額を拠出をするということにつきましても、関係者の間ではほぼ了解をいたしておる状態でございます。

○松尾(信)委員 この振興事業でありますけれども、これはプログラムの委託開発がおもになると先ほど御説明がございました。そのような、委託開発がおもになっていく何か計画というものがすでにあるのか、いまから出てくるのかという面でございますが、いかがでしょうか。

○赤澤政府委員 協会が行ないます委託開発のプログラムでございますが、これは、先ほど御質問もございました第三条のいわゆる高度化計画、この中のプログラムについていろいろと目標を定めます。そういったような目標に基づきまして、一般の企業自身はなかなか手が出せない、こういったものをこの協会が積極的に資金を投入して、民間のしかるべき機関に委託をして開発していき

う、こういうことでございます。そこで、先ほど申し上げましたような、具体的に二、三例を申し上げましたが、そういったことが計画に上ります審議をされ、計画ができあがった暁におきまして、そういった点を念頭に置きましてと申しますか、中心をいたしまして委託開発事業をやっていく、こういう段取りになるかと思ひます。

○松尾(信)委員 これはすっきり計画を立てていきませんといふかぬと思ひますけれども、資金にこれが行き詰まるということになってはまた心配でございます。ソフトウェア部門の振興事業に三億圓というふうな当初の御計画でありますけれども、このような見込みではたして十分であるかどうか。せっかくプログラムの計画がどんなことができる、しかし金の面でそれが伸ばせないということになりますと、伸ばしていくという法案がそこで行き詰まるのではないかと。初年度でございますから三億圓だ、やがて実績を見ましてこれはふやしていくんだというふうな考えもあるかどうかと思ひますけれども、はたして三億圓でいなかろうか。また今後出た実績によって随時、来年度からでもふやしていくというふうな考えかどうか承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 いわゆる一般用のそういうプログラムについては、ずいぶんやりたいこともございます。委託したり開発したいものもございまして、初年度これではよろしいかと思ひますが、来年度また要すれば追加をいたしまして、御審議をお願いしたいと考えております。

○松尾(信)委員 やはり同じようなことになるわけでございますけれども、次に信用保証基金の四億圓、これをものといたしまして四十億圓の金融債発行となっていくわけでありましてけれども、いまプログラムの問題で申し上げましたとおり、これで一兆圓の投資にもなっていくのだというふうな実態を踏まえております現状から、はたしてこの需要をこれで満たすことができるかどうか。これも、いまお話ししましたとおり、出発当初

であります、また現実に動き出すのはおくれいくでありますから、予算的には当初は四十億圓というところで実績を見て勘案していこう、このようなお考えと思ひますけれども、この点もやはり実績をよく勘案されまして、せっかくのことでございますから、これは来年度のプログラムに對する考え方と同じく、この金融債の引き受けについても、実績を見てさらに伸ばしていくというお考えがあるかどうか、あわせて承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 この点につきましても、同様に考えております。

○松尾(信)委員 そうなりますと、結局、今回の民間の出資金二億、また政府の出資金二億ということになっておるのでありますけれども、この出資の分も、それぞれ見合つて増資していかなければならぬのではないかと、この点どうですか。

○赤澤政府委員 御指摘のとおりでございます。いま申し上げましたような、資金需要がふえるに伴つて保証基金もふやしていきたい。その場合には政府の出資金も、いま大臣が申し上げましたように、必要に応じて増額してまいります。あわせて民間からの出資金もしくは出資金の増加も、私どもはぜひお願いをしていきたいと考えております。

○松尾(信)委員 ソフトウェア産業の弱点と申しましようか、どうも現物がなくて担保力がないうということになるわけでございますが、それで現実になかなか金が借りられない。プログラムの開発に投資しても三年も経たず回収に時期がかかる。で、国の特別のこのような措置が起つてくるわけでありまして、この金融債の発行の条件ですね。そういう点におきまして、それは特別の配慮がそこに払われておるかどうか、またこのソフトウェア自体の担保力というものをどのように見ていくかということでありまして、いかがでしょうか。

○赤澤政府委員 長期信用銀行三行の金融債引き受け条件につきましては、まだ具体的な詰めを行

なっております。この法案が成立をいたしました後、財政当局ともその点についての相談をした、また銀行との間でも相談をしたい、こう思っております。

それから、いまの融資を行ないます場合の對象となるソフトウェア、これにつきましましては、いま御指摘のとおり、これ自身が担保価値があるといふふうなことがいへない、いまないと思ひます。したがつて実際問題としては、融資をいたします場合、こういった保証基金による保証等がなければ、対象になるソフトウェア自身がそういったものであり、かつ融資先である企業自身も、先ほど来御答弁申し上げておりますように、まだきわめて弱小な段階にございますので、私どもとしては、ぜひこの保証基金をもって保証をするということにいたしませんと、なかなか実際問題としての融資はむずかしい、かような考え方である今回の法律でもって保証基金をつくるということにした次第でございます。

○松尾(信)委員 いまから先にこの金融債の条件等は煮詰めていくこととございまして、そこに特別の配慮がなされるように煮詰めていただきたい。これは要望しておきます。

それから、先ほど通信回線利用の問題が出ました。公衆電気通信法の改正が今回出されなかつた。片方はどんどん進んでいく。オンラインで非常にここがポイントになっていく。それが一年間歩調が合わなかつたということにつきましては、これはまことに残念だと思ひます。そういう意味におきまして、どうかとしてこの国会にそれを出す手はなかつたのか。もういまから先は手おくれでありますので、かりに来年ということになりますようけれども、それが来年からまたスタートするのでもなくて、いまのうちにその気になつておいて、ちゃんと、ソフトウェア、そういう部門がどんどん前進しているのに合わせた通信回線のあり方というものがあるにいかなくは、おくれいくのではないかと。発展していく部門が、このような中途はんばで、ずれておるといふこと

は非常に残念だと思っておりますが、ひとつ腹がまえていたしまして、このオンラインにつきましては前向きに、法の改正自体を待つのがよくなくて、現実にはそのような面を強く推進していかれるようにお願いしたい、こう思うのですが、いかがでしょう。

○宮澤國務大臣 これはわが国の情報化にとっても非常に大切な点でございますが、同時に電電公社にとりましては、全く新しい業務が正式に加わるということになりますので、公社にとりましてはこれは大きな問題でございます。先ほど郵政大臣が基本的なお心がまえをお述べになりましたので、郵政大臣のお考えを中心に、今回もほとんど煮詰まるまでまいりましたから、ぜひ次の国会には御審議を仰ぐべく政府部内の意思の統一をはかりたいと思っております。

○松尾(信)委員 法律のほうはよくわかりました。また、それぞれ政府のお気持ちもよくわかります。ひとつ現実におくれないように、やはりいまからそのような施策をおのおのが進めていただきたい、これは要望であります。よろしくお願い申し上げます。

次は、情報化時代における中小企業のあり方でございますが、いろいろ中小企業の高度化だとか、近代化だとか構造改善、これに取り組みませんと、やがてつぶれていくわけがあります。たとえば共同計算センターというのが約二百くらいあっておるといふことでありますが、この共同計算センターの中で中小企業がどのくらい利用しておるのか、その実態はおわかりでありましようか。

○吉光政府委員 ただいま御質問の中にございました共同センターでございますけれども、私どもも、昨年の四月現在、日本電子計算機会社のほうの帳簿をもとにいたしまして、共同計算センターの数を計算してみただけでございますが、その時点で受託計算センターが二百四十五カ所ございます。この二百四十五カ所を対象にいたしまして、昨年の八月にそれぞれの企業のはうにアンケート

調査をいたしましたわけでございます。そのときに返事をいただきましたのが百六十七社あったのでございまして、そのうちから、カードパンチだけを専業にしておるものでございまして、あるいはメーカー直属のものでございまして、不明のもの等を除きまして、はつきりと経営形態でやっておりますもの二百二十四社について調査いたしましたところ、この二百二十四社につきまして、これはすべて他の企業から計算その他のことを委託されて仕事をやっておりますわけでございますが、この計算センターの実情を申し上げますと、これは、サービス業というふうなことで考えました場合に、センターの従業員の数五十人以下というものがこのうち全部合わせまして八十二ございまして、したがって、この受託センターのうち七〇弱が中小企業であるということになっております。この受託センターに依頼いたしております中小企業の数はわかっておりませんけれども、大体、こういう小さな受託センターでございますので、この使用者のほとんどすべてが中小企業であるというふうに考えていいのではないかと考えております。

○松尾(信)委員 先ほど公署でもお尋ねいたしましたように、中小企業につきましては、いろいろデータ等、情報というものをまずそろえていただきたいという希望であります。なぜこのようなことを申すかと言いますれば、いま問題になっております日米の繊維交渉、これで、そういう部門において中小企業がどのくらいあって、そしてどのような生産をあげ、どのような国別の輸出がある、そしてその嗜好はどうだ、流行はどうだ、そのような情報をとりまとめて、そして中小企業の指導を誤りなくしていく。繊維産業についてもこのようにやっていく。あらゆる——あらゆるということばは語弊があり、むずかしいと思えますけれども、重点的なものについては答えがでる。そして中小企業の指導が抜かりなくいく。いまのように、この繊維の交渉だけでも大産地は非常に苦況に立っておりますが、そ

ういうものを早く取り上げて、早く救っていくような情報をそろえてあるかどうか。今後とも、そのようなものをそろえていただかなければ、いろいろ問題が出て後手後手になっていくんじゃないか、このように思われるのですが、いかがでしょう。

○吉光政府委員 お尋ねの内容が二つに要約できるかと思っております。一つは、中小企業がコンピュータを自分で持っていて、いろいろな情報を集めたものを処理し加工してまいるという、そういう体制の整備の問題と、それから同時に、もう一つは、中小企業に、自分でコンピュータを持たないとしても、いろいろの情報について、いろいろな立場からの情報をすみやかに伝達するという問題、二つの問題になるかと思うわけでございます。

前者の問題につきましては、御承知のとおり、中小企業の資金力なりあるいは人材難なりというふうなことから、自分で独立してコンピュータを持つということは非常に困難な企業が多いわけでございます。したがって、いまの政府の指導の立場といたしましては、独立してコンピュータを持たない中小企業者に対しては、これが協同組合その他の組織をつくりまして、そういう組織でコンピュータを共同利用してまいるというふうなことにしての積極的な助成措置を講じておるわけでございます。御存じのとおり、中小企業振興事業団におきまして、こういう共同してある一定の要件に合致しておるセンターに対しては、一般案件と申しまして、六五％の融資限度で二・七％の金利の金を貸しておるわけでございます。そういうふうなことで、共同して計算センターを設けるといふふうな方向での指導をやっておりますわけでございます。と同時に、他方におきまして、そういうコンピュータを使いまして自分で情報を処理、加工というところまでまだまいておりませんので、現状におきましては、むしろ、ただいまお答え申し上げました中小企業振興事業団におきまして、たとえばジェトロから海

外情報、あるいはまた科学技術情報センターから科学技術情報を、あるいはまた自分の独自の調査部で集めた内外の資料というふうなものを集大成いたしまして、そういう情報を都道府県の総合指導所あるいは六大都市の総合指導所というふうなところに情報として流しておまして、それらの指導所を通じて中小企業者のはうに情報を伝達する、こういうふうな制度、仕組みをとっておりますわけでございます。

○松尾(信)委員 ありますが、中小企業者が自分で電算機を入れたい、このようなときの助成措置です。近代化資金等があると思いますが、いままでのくらい中小企業自体が電算機を導入して、助成がなされたかというのが一点であります。なお、中小企業に対しては情報の提供サービスの体制の問題でございますけれども、今後は、中小企業に対して、どこが中心となって情報提供のサービスをしていくのか。また、政府でもいろいろの情報を持っておりませんと、組織問題でも指導力が弱いのではないかと。民間がそれぞれ持つのはあたりまえでありますけれども、政府としても、そのようないろいろの重大な部門における情報は必ずから備えて、そしていろいろな企業が困っておるそれを、どのようにして困らないようにしていくか、少しでも困り方を減らしていくというふうな、政府自体の中小企業に対する情報のあり方、それから今後中小企業に対する情報提供というものは、どこが中心となつてめんどう見ていくのかという点についてお尋ねいたします。

○吉光政府委員 最初に、中小企業が電子計算機を購入いたします場合の助成措置でございます。先ほどお答え申し上げましたように、現在やっております一番大きな制度は、中小企業者が共同いたしました電算機を設置いたします場合に助成を一番強くいたしておるわけでございますが、現在までの実績で申し上げまして、この制度は四十二年度から発足いたしましたわけでございますけれども、四十二年度に三センター、四十三年度一セン

ター、四十四年度四センター、合計いたしましたして八センターに對しまして一億六千三百万円の、先ほど申し上げました条件での融資をいたしておるわけでございます。最近になりまして、だんだんこういう共同計算センターに對する要望も強くなつてまいりつづいてございます。御要望に沿えるだけの予算の準備もいたしておりますので、できるだけ積極的に取り上げたいと考えております。

それから、情報の収集、伝達の問題でございます。これも、先ほどお答えの中の一部にあつたわけでございますけれども、現在、中小企業に對します情報サービスは、中小企業振興事業団がその中核となつてやっておるわけでございます。中小企業振興事業団におきまして、たとえばジェトロからの海外情報、あるいはまた科学技術情報センターからの技術情報、あるいは独自で持つております調査部の機能を動員いたしまして、そこで集めました内外の経済事情というふうなものを編集いたしましたして、月三回、中小企業情報といたしまして、それぞれの都道府県及び六大都市の中小企業総合指導所のほうにこれを流してあります。同時に、さらに都道府県なりそういう総合指導センターが、それぞれの中小企業団体あるいは中小企業者のほうに情報を出します。その経費につきましては一部国が補助金を支出しておるわけでございます。

先ほどお話しございましたように、政府関係のデータにつきましても、やはりこれを整備して流してやる必要があるわけでございますけれども、いわゆる情報という形のもので、中小企業関係あちらこちらから出るということも、あまり好ましくないのではないであらうかというふうなことから、政府関係におきまして、たとえば通産省では、先ほどお話しございましたようなデータセンターですべてのデータが収集されておるわけでございまして、そういうデータセンターのデータが振興事業団のほうにいろいろの情報源にもなる。情報の源は非常に広がつておるわけでございまして、それらの情報を下部にすみやかに流してや

るといふことが最も必要かと思つてわけでございまして。

○松尾(信)委員 よろしく願ひします。

次は外資対策の問題でございます。これは一面、外資が入つてくるということでは日本水準が高まつていく。また、有効な刺激となるといふ面がありますけれども、非常におくれておる現状からいへば、これは先ほど大臣の御答弁のとおりだと思ひます。でありますから、今後とも非常に慎重な態度で臨まれると思つてありますけれども、これはきょうの日経でありますけれども、日本に百%出資の子会社 インコ社が設立されたいということでありまして、カナダのニッケルメーカー、インコ社がこのほど日本に進出してきたわけであります。これはいろいろ情報を提供する、こういうことで、必要なものはやはりどんどん入つてまいりますし、また、どうしてこれが入つてきたのか、やむを得ないものとして認められてきたのか、これはどうでございましょうか。一〇〇%とけきの新聞に載つてゐるけれども、「三井物産内の日本ニッケル情報センター」が行なつてきた仕事をそのまま引き継ぎ、インコ社発行のニッケル、ニッケル含有材料の性質、用途に關する情報を、日本の関連産業界や研究機関に提供するのがある業務。インコ社はすでに米国、英国、フランス、西独など十二カ国で同じように技術情報を提供している。これが設立されたということが載つておつたわけでありますけれども、この点は、おくれているから外資を押えていこうということ——必要なものとして例外的に認められたものかどうか。

○宮澤國務大臣 その話は、どうも私も全然聞いておりませんので、どういふ話でありますか、詳細がよくわかりません。正式に認可したとかというふうなことはございせん。おそらく、ニッケルというのは、御承知のようにならぬ国際的に寡占化した商品でございますから、そういうことについての情報ということであるかと思ひますが、そうでございますと、非常に狭い範囲の一つ

の特殊のものについての情報でございましょうから、情報産業というにも当たらぬかと思ひます。しかし、実はその話は私もまだ聞いておらないわけでございます。

○松尾(信)委員 次は、日本電子計算機株式会社、J E C C のことでございますけれども、これは国産のコンピュータの育成の面で非常に大きな力を發揮してまいりました。大まかでいいのでありますけれども、どれほどいままでに買ひ上げてきたのか、それから一般ユーザーにどのようにご利用されておるのかということをお答え願ひたいと思ひます。

〔橋口委員長代理退席、委員長着席〕

それから、このJ E C C の今後の活動でありますけれども、I B M 等はいろいろ新しいアイデアをやつてゐる。何か積極的な面をやつていきたいと思います。と負けるんじゃないかということが第二点であります。

それから今年度の予算でございますけれども、これは百五十億円になっておりますが、四十四年度の補正の九十億円はどうなるのかということですね。これは今年度に積み重ねて使われていくのかということでありまして。

それから、このJ E C C の年間の資金手当ての問題でありますけれども、ちょっと見たところによりますれば、四十三年度で六百六十六億、四十四年度で八百二十六億というふうな大きな資金の手当てがなされておりますが、このような総体的な資金手当てと政府の百五十億という予算ですね、そういう関係。ことに、民間のほうでうんと調達してやつてゐるのだ、政府の百五十億円等は、その一部分の助成である、このようになっておるものであるかどうか、あわせて御説明願ひます。

○赤澤政府委員 J E C C の活動状況を簡単に申し上げますと、御存じのように、これはメーカー六社の共同出資で設立されたものでございまして、昭和三十六年以来非常に急増いたしております。レンタル資金の需要に應じておるわけでござい

四十三、四十四年度と五年度の見通しを簡単に申し上げますが、四十三年度におきますJ E C C の購入額は六百六十六億、四十四年度が八百三十億、四十五年の見込みにつきましては、私も一応千億というふうな考えておるわけであります。この千億の機械購入を予定いたしておるわけでございますが、それにつきまして、どういふ資金でこれをやつておるかということでございますが、まず第一に、レンタル収入がございまして、レンタル収入の面で見ますと、四十四年度は、これはまだ最終的に締め切つた数字ではございませんが、見込みといたしましては約四百四十億円、それから四十五年度の見込みとしましては約五百八十億円、このくらいのレンタル収入を見込んでおります。それから、大きいのはやはり借り入れ金でございます。先ほどお話しございました開銀の金は、御存じのように、当初が九十億の予算、あと追加九十億円ということで、四十四年度分として百八十億の資金がワクとして用意されておつたわけでございまして、先月末で一応これを十五億円ばかり四十五年度に繰り越してあります。そういうことから、實際問題といたしましては、四十四年度の開銀資金が百六十五億、それから四十五年度も百六十五億、こういう形で開銀資金が流れてまいるということになると思ひます。

これに對応いたしまして、市中銀行からの協調融資がございまして、この面からの借り入れ金は、四十四年度で、これもまだ概算でございますが、ほぼ二百六十億余りでございまして、それから四十五年の見込みといたしましては、大体三百三十億ないし四十億の予定をいたしております。なお、四十四年度におきましては九十四億の増資をする計画でございまして、四十五年度も引き続き増資をまいりたい、こう考えておるわけでございまして。

○松尾(信)委員 資金の手当てにつきましては、今後ともよろしく御配慮願ひます。次は大型プロジェクトの開発の点でございまして、四十六年度で完成する、工業技術院で開発中

となつておるわけですが、この大型プロジェクトの開発がいまのように進展しておるか、そしてどのような見込みになつておるかという一言をお願いします。

○朝永政府委員 工業技術院では、大型プロジェクトの中のテーマといたしまして、超高性能電子計算機の開発、これを取り上げまして、昭和四十一年度から六十年計画で、昭和四十七年三月末完成の見通しをもつて現在開発を進めております。

開発の対象となつておりますこの電子計算機は、七〇年代の前半におきまして世界のトップレベルに位置するような超高速、大容量、多重利用可能な電子計算機でございます。本プロジェクトでは、単にこのような高性能な電子計算機の原型機及びソフトウェアを開発するだけではございませんで、ソフトウェアを含めシステム標準化、漢字の表示装置、文字の光学読み取り装置等の、高性能の入出力機器の開発も行なつております。開発に要する資金は約百億円でございます。現在、六十年計画の五年目に入つておまして、

本体の製作並びにソフトウェアの開発の研究を進めておるわけでございますが、四十六年度には所期の目標を達成される見込みで、一応私どもとしては順調に研究が進められているというふうに考へております。

○松尾(信)委員 次は教育訓練の点で、学校教育の面については先ほどよくわかりました。それで、社会教育の面といたしまして、四十四年度に初めてプログラマーの認定試験が行なわれたわけでありまして、この実施状況、参加人員、また参加者の範囲とか試験の結果等について承りたいと思ひます。

なお、今年より以上の計画がある——当然そのようになるわけでありましようが、今年の計画でどのようになつておるか、そしてそのような部門の不足に対してどのような充足ができていくかという点についてお尋ねいたします。

○赤澤政府委員 昨年行ないました情報処理技術

者試験の概況について御報告申し上げます。

十一月に東京、大阪の二カ所で、第一種と申しますのが上級のプログラマー、第二種が一般のプログラマーに分けまして、行なつたわけでありまして、応募人員は当初の予想に反しまして非常に多うございまして、約四万二千名でございましたが、受験者の総数は三万二千五百八十四名でございました。試験に合格いたしました者は、第一種、第二種合わせて二千六百四十三名ということに相なつております。この試験は、先生も御承知かと思いますが、特にある種の資格を付与するということのような性格のものではございせんので、この試験を受けることによつて、各自の持つておる技術、能力というものの一種の認定をしてあげるといつた性格のものでございます。いわばこれによつて、こういった関心のある方々、あるいはこういったことに従事しておる方々の今後の勉強の刺激にもなり、また、これを通じて一般にこういったプログラマーというものの認識を広く徹底させたい、こういう趣旨でやつたのでございます。

今年の試験でございますが、こういったように、当初予想に反しまして非常に多数の応募者もございましたので、私どもとしては、おおむね昨年の試験と同じようなものを考え、かつ受験者の便宜もはかる意味で、昨年は、いま申し上げたように東京都と大阪の二カ所でございますが、本年は、八通産局、八箇所同時にやつてみたかどうかというふうに考へております。応募人員も、おそろく昨年同様あるいは若干昨年を上回る程度の受験者があるのではないかと、かような予想をいたしてしております。

○松尾(信)委員 試験がありまして、その結果合格した人は、社会的にやはり一つの情報プログラムの指導者になつていくわけですから、会社もそういう人を優先的に採用したり、またはいろいろ待遇も変わつてこなければいけない。資格ということでありまして、やはり試験は試験で卒業証書なんかあるんですか。それから、そういうものの

を付与しまして、それが本人の一つの待遇の条件になつていくとか、そういう面に持っていきませんと、試験のしつぱなしのような感じをいまい受けたいわけですが、どうでしょうか。

○赤澤政府委員 これはちよつと説明不足だったかと思ひますが、試験に合格いたしました者につきましては、通産大臣の認定書を交付いたしております。そういったことから、おそろく先生言われましたように、通産大臣から認定書が出ますので、会社内における今後の待遇あるいはその配置、仕事の内容等も十分考慮してやつていただけるようになるものと考えております。

○松尾(信)委員 合格率が非常に悪かつたわけでありましかつても、これはうんとレベルアップをお互いにしまして、早くこういった人員をととのえていた方がいい、よろしく願ひしておきます。

最後に、プログラムの調査簿の問題であります。調査簿というのとは一体どのようなものでありましかつても、それから、それを作成していく方針。何かみんなが持つていきさすればいいのかわるか。それから、調査簿のプログラムは民間所有のものがあると思はれるのであります。何かそういうものが自然と集まるかどうか。何かそこに企業の秘密にも属してありますし、なかなかこれは言いたがらぬのじやないか。現在お互いに秘密にしてありますし、そういうものを調査簿のほうで出していいというわけでありまして、この調査簿の目的というものは、全部拾ひ上げて二重投資を防ぐとかいろいろありましかつても、現実にはできるかどうかという心配であります。そこで、一たん調査簿に記載されたプログラムというのがどのように保護されていくのか。やはりおのおののプログラムというものは、いまからそういうものが情報に乗りまして、そして全体的に価値を高めていくわけでありまして、プログラムの価値というものはかなり知れないものがありまして、これが伸びていくことは、日本の情報産業のほんとうの発展だと思ふのでありますけれども、そういうものの保護ですね。調査簿に記載したがあつたの保護はどうなるのか。政府が買い上げるのかどうか。即時買い上げていけば大きな予算が要りますから、これはきつと行き詰まるであらうというようなことを心配するわけでありま

す。

なお、調査簿に記載したプログラムは、利用促進のために閲覧させるといふことになつておりますが、閲覧と企業秘密との関係というものはどうなつていくのであらうか。いろいろ考えれば、むづかしいたぐさんの問題がこの中にはあるのではなからうか、このように心配されるわけでありま

す。その点につきまして、いま三つも四つも重ねて聞きましたけれども、どのようにお考えになつておるか。この点はしっかりとしたいか、なかなか現実にはうまいかぬのではないかと申すわけでありま

○赤澤政府委員 法律の第五条でプログラム調査簿の作成ということが規定をされております。このプログラム調査簿というものをなぜ置くかという、その必要性と申しますか、目的を申し上げれば、御質問の全般の答えができるかと思ふわけでございますが、私どもは、現在プログラムというものが流通をしておりますので、これはプログラムの内部で開示されるケースが多いわけでございますが、そういったことから、どういふプログラムがお互い企業内なりその他の面であるのかということが明らかでないわけでございます。ここにございまして、主として一事業の分野における情報処理に用いられるものを除く」と書いてあるわけでございます。いわば各人が持つておりますプログラムのうちにも、やや一般的に使われる、あるいは使つてもらつてもいい、そういう汎用的な性格を持ったプログラムもあるわけでございます。あるいはそのほかにも対照的に考えられますのは、企業が会社で機密として、自分の業務の向上のためにいわば秘密兵器として持つて、こ

とをねらっておりますのは、いま申し上げました前段のほうの、各企業が持っている、あるいは、自分で開発したプログラムではありますけれども、比較的汎用性がありまして、自分の企業のみならず、他の企業にこれを適用しても十分使えるのではないかと。また、そのプログラムを流通させる、他の人に売ることが秘密でも何でもないというふうなものも、相当数これにはあるに違いない、こういうふうな考え方を持っております。そういったようなプログラムにつきまして、通産省で調査簿を設けておきまして、そういったことについて希望する者、つまり自己の持つておりますプログラムを他の人に貸すとか売るとかすることがいい、こういう考えを持つている人に申し出を行なってもらってこれを記載する、こういうことでございます。したがって、ある意味ではあまり強権的ではございませんので、いわば全部を網羅するわけにはまいりませんが、逆の面からいえば、いま先生が御心配になつておられますような、機密の保持とか安全とかいうことはそれほど心配はない。これはもとと売るとも申ししますか、流通すれば、その企業にとっても、保有者にとっても適当だという考えでまず申し出てくるわけでございますので、その点はあまり問題がなからうと思っております。

それからその調査簿には、プログラムの概要、あるいは保有者がもしこれを提供するとすれば、提供する条件等を記載することになるかと思ひます。そういった面から考えてみましても、プログラム自身は、私どもも全くしろうとでございますが、たいへんむずかしいものでございますので、ただ、そういった目的でこういったプログラムといたつた程度の概要があるというだけで、これを直ちに調査簿を見ただけでわかつてしまつて、すぐ何かに使われてしまつたといふような心配は、事柄の性質上ないようには考えております。そういう意味で、あくまでこの調査簿を置くといふことの目的が、任意的に、そういうことを希望する方々の便利のために、またプログラムの流通というものを広く行き渡らせるためにやりたい、こう考えておるわけでございます。そういう性質から、本省のみならず八通産局にそれぞれこういったものを置きまして、当該地域の方々の利便に供したいと考えておるわけでございます。

○松尾(信)委員 わかりましたが、やはり閲覧をさせるというわけでありまして、そこにいろいろ問題が出てくるんじゃないか。うまくこれを買つてくれたり、またレンタルでそれを使つてくれたりすればよろしゅうございますけれども、単にそのようなプログラムを閲覧しまして、そして自分が盗用してみたり、いろいろ特許とか実用新案でも心配されておることがありますけれども、そういう悪用されていく面で閲覧されては困る、こゝろ思ふわけでありまして、そういう面における、せつかくプログラムを提供して調査簿に載せた人の十分な保護といひますか、またほんとうにそれが伸びていくような方法のあり方、それが慎重になされまないと、期待した分が案外これでトランプのもとになつて通産省が恨まれていく。あそこにはもう持つていけない、すぐしりが割れてばれちゃう、買ひ手はない、使ひ手はないというふうなことになるまいかと、これはたいへんなことになるのでありますが、そういう行政的な配慮をよくよく帳簿についてはなされまないと、今後問題をかますもんじゃないか。ひとつこれは大臣も慎重に考えられまして、そして企業を保護するものは保護する、それから伸ばしていくものは伸ばす。それで総合的に日本の情報産業を全体的にレベルアップをしていく、この点を強く要望いたしまして、私のきょうの質問を終わります。

○宮澤國務大臣 この点は、法案をつくります過程でも問題になつたことでございます。ただいま政府委員が申し上げましたように、これは流通に出すという希望の人だけがプログラムを持つてくるということが第一点。それから、プログラムの題目だけ見ましても、どういふプログラムであるかといふことは、事の性質上、いわば買ひ手のほうからわからぬことでございますから、その

両点から、ただいまの点は御指摘のようなことがないように注意してまいります。
○松尾(信)委員 以上で終わります。
○八田委員長 次回は、明九日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十分散会

商工委員会議録第五号中正誤

ページ	段 行	誤	正
一	二七	官澤國務大臣	宮澤國務大臣
一	三三	多田時子君	多田時子君
一	四六	官澤國務大臣	宮澤國務大臣
二	二九	荷重	加重
四	四〇	RR	PR
六	一四	可許	許可
二	二一	款	努
三	一一	五十万以下円	五十万円以下
六	一一	よゝまして	よりまして